

総 務 委 員 会

日 時：平成18年2月21日（火）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成18年2月21日		開 会	午前9時30分
		閉 会	午後6時11分
出席者	委 員	友 成 洋 一 阿 部 善 博 △ 菅 野 通 子 ○ 沼 倉 孝 太 大 上 和 夫 山 崎 順 二 佐 藤 賢 司 山 岸 一 雄 今 井 満	
	議 員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		加山助役 山口収入役 大貫企画部長 成瀬同部参事 内田同部参事 田所広域行政担当部長 榎田渉外担当部長 馬場総務部長 八木防災対策担当部長 山中財務部長 関口同部次長 八木秘書課長 高橋企画政策課長 服部都市経営ビジョン推進室長 笹野東京事務所長 片野広域行政推進課長 佐藤さがみはら都市みらい研究所副所長 川野パートナーシップ推進課長 渋谷土地利用調整課長 白井広聴広報課長 村上情報システム課長 斉藤統計室長 江成文化国際課長 木村男女共同参画課長 小林渉外課長 今田総務課長 北澤情報公開室長 松本同室主幹 田所市史編さん室長 野村行政システム課長 穂田同課主幹 石川職員課長 小俣同課主幹 浅見職員研修室長 田所職員厚生課長 内田検査課長 黒田防災対策課長 萩原財務課長 河野同課主幹 根岸同課主幹 新妻管財課長 佐藤同課主幹 高木契約課長 赤間納税課長 新井市民税課長 内田資産税課長 座間南市税事務所長 篠崎障害福祉課長 佐藤会計課長 石井選挙管理委員会事務局長 柳川同局次長 堤監査委員事務局長 志藤同局次長 加藤同局主幹	
事務局職員		白井議会事務局長 近藤議事調査課長 小山同課調査班主査 井上庶務課長	

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 1 5 号	相模原市情報公開条例及び相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 6 号	相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第 1 7 号	相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
	議案第 1 8 号	相模原市証人等の実費弁償に関する条例について
	議案第 1 9 号	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 0 号	相模原市国民保護協議会条例について
	議案第 2 1 号	相模原市国民保護対策本部及び相模原市緊急対処事態対策本部条例について
	議案第 2 2 号	相模原市特別会計条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 3 号	相模原市の基金の処分の特例に関する条例について
	議案第 2 4 号	相模原市市税条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 5 号	相模原市財産区管理会条例について
	議案第 2 6 号	相模原市財産区運営基金条例について
	議案第 2 7 号	相模原市財産区山林管理基金条例について
	議案第 4 3 号	包括外部監査契約の締結について
	議案第 5 4 号	平成 1 7 年度相模原市一般会計補正予算（第 6 号・所管部分）
	議案第 6 1 号	平成 1 7 年度相模原市三井財産区特別会計予算
	議案第 6 2 号	平成 1 7 年度相模原市中野財産区特別会計予算
	議案第 6 3 号	平成 1 7 年度相模原市串川財産区特別会計予算
	議案第 6 4 号	平成 1 7 年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算
	議案第 6 5 号	平成 1 7 年度相模原市青野原財産区特別会計予算
	議案第 6 6 号	平成 1 7 年度相模原市青根財産区特別会計予算
	議案第 1 号	平成 1 8 年度相模原市一般会計予算（所管部分）
	議案第 9 号	平成 1 8 年度相模原市三井財産区特別会計予算
	議案第 1 0 号	平成 1 8 年度相模原市中野財産区特別会計予算

	議案第 1 1 号 平成 1 8 年度相模原市串川財産区特別会計予算 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算 議案第 1 3 号 平成 1 8 年度相模原市青野原財産区特別会計予算 議案第 1 4 号 平成 1 8 年度相模原市青根財産区特別会計予算 陳情第 3 号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出について
傍 聴 者	あり
署 名	委員長

午前 9 時 3 0 分 開会

○沼倉委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は 9 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

日程に入る前に申し上げる。発言する際は、マイクのスイッチを入れ、
できる限りマイクに近づいて発言するようお願いする。



議案第 1 5 号 相模原市情報公開条例及び相模原市個人情報保護条
例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 1 5 号相模原市情報公開条例及び相模原市個人
情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 1 5 号相模原市情報公開条例及び相模原市個
人情報保護条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとお
りなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 情報公開と個人情報保護が不可分であるという認識のも
とに、今回、条例を出されてきたと思うが、その認識でいいのか、1 点確
認させていただく。

○北澤情報公開室長 情報公開と個人情報保護とは確かに性質的には
異なっている面がある。ただ、審査会、あるいは審議会という面で見ると、
審査会は公文書の公開請求の決定に対する不服申し立て、個人情報保護審
査会は個人情報の書かれている公文書の公開の決定に対する不服申し立て
といった面で、性格的に似たところがある。審議会に関しても、どちらも
制度を検討する場なので、性格的に似たものであると理解している。

○阿部委員 ということは、情報公開と個人情報保護の内容的なもの

から出てきたというよりは、審議会、そして審査会のあり方に基づいて今回出てきたような条例だと認識した。これまであった審議案件等、経過を伺う。

○北澤情報公開室長 件数的には確かにそれほど多くはないが、審査会では公文書の公開請求が平成15年に2件、平成16年に2件、平成17年に1件不服の申し立てがあった。個人情報保護に関しての不服申し立ては平成17年に2件あった。審議会では、個人情報保護条例上、審議会の意見を聞くという規定に基づいて審議会にかけていくことが非常に多い。情報公開審議会に関しては、制度改正がないと余り多くはない。

○阿部委員 情報公開と個人情報保護は多少性質が違うという認識であり、審査会、審議会についてもそれぞれ、そんなに頻繁に開かれるものではない状況にあって、今回、統合をする利点、それをあえて統合する理由を伺う。

○北澤情報公開室長 統合するメリットだが、例えば1件不服申し立てがあると、通常、審査会は委員の都合もあるので月に1回程度開催している。1件の不服申し立てについて、少なくとも6回程度は審査をしないと終わらないということが過去の経験上わかっている。また、続けて2件不服申し立てが出てくると、1回2時間か2時間半ぐらいの審査会の中であわせて2つのことを検討するのは、非常に困難が伴う。答申までの期間が若干長引いてしまうケースが考えられるので、情報公開と個人情報の枠を取り払った中で、審査会に2つの部会を設定し、2つの部会がどちらでも対応できるような形をとっておけば、効率的に中身の濃い審議ができるであろうということで、審査会を統一しようと考えた。

審議会については、個人情報では審議会がもともとあった。ただ、情報公開に関しては審査会が審議会を兼ねていたので、若干その辺が手薄であったのではないかという面があったので、個人情報の10名の委員がいる審議会でも、情報公開もあわせて審議していただく方がいいのではないかと統一を考えた。

○阿部委員 利点とか統合する部分で考え方はわかった。これは意見だが、相模原市情報公開・個人情報保護審査会及び相模原市情報公開・個

個人情報保護審議会と言われて、情報公開と個人情報保護はまたちょっと性質が違って、審査会と審議会も全く別物ということで、国の法律だとか他自治体では、同じ名称で条例をつくっているみたいなので、国とか役所の方ではわかりやすいと思うが、市民から見たらこれは全然わからない、直感的に何のことを言っているのかわからないところがあるのではないかと、という印象を持った。国とか他自治体の状況もあるが、むしろ市民に直結する部分の話だと思うので、名称とかわかりやすさも検討していただきたいと要望する。

○大上委員 関連でお伺いしたい。この間インターネットでとったら、全国中学校体育大会で出場選手の保護者に氏名を公表していいかどうかという事前確認したり、またバレーボール競技で男子生徒の1人が公表を拒んだと載っていた。その生徒の名前だけ空欄になったとか、中体連は氏名公表を義務づける規約がない以上、法律に従うしかないということで、名前をアナウンスする際に陸上競技では競技そのものが成り立たないことがあるそうだ。こういう審議会にかかってくる案件がないにこしたことはないが、国もそうだが、マスコミを通じて個人情報保護が必要以上に神経質になって、混乱していることがあるのではないか。こういう弊害という部分で、担当の部として何か感じていることがあったら意見を聞きたい。

○北澤情報公開室長 個人情報保護法が昨年4月から施行された影響を受けたというか、やはり市民が個人情報の重要性を多分理解されたのだと思うが、個人情報の開示決定に関して不服申し立てが続けて2件出ることがあった。確かに新聞報道等で個人情報保護が行き過ぎているのではないかという面も書かれているが、この間、災害について、中野区の課長が市民の利益のためということで個人情報を提供したところ、市民の方が逆に、何で私の情報が流れているんだという話もあった。個人情報を有効に利用することと保護するというバランスのとり方が、行政としても非常に難しい面があると思う。ただ保護だけというわけにもいけないので、バランスをとりつつ、本人の同意をどの辺までとるかということを考えてつつ、実務をやっていく必要があると考えている。

○大上委員 細かいことで言えば、自治会とか町内会の名簿づくりの

関係、また市の仕事でも縦割りの壁の中での各セクションの情報の関係だとかあると思うが、私は、市で簡単なマニュアルみたいなものがあれば、市民は非常に判断しやすい材料になるという思いもあるが、そういうことを考えたことはあるか。

○北澤情報公開室長 マニュアルがどういう形のものかちょっとわかりにくい面もあるが、個人情報の件に関しては、どういった個人情報を市民の方が開示できるとか、どういう取り扱いをしているのかとか、訂正をすることができるとか、そういった請求に関してはやり方等のマニュアル、あるいはインターネットでの方法の公開等をさせていただいている。行政内部での扱いがなかなか難しいところがあるので、そういった面は研修等で補っていきたいと考えている。

○大上委員 行政の中でも、土地だとか法務局にかかわる部分、だれが何平米持っているというのは公開して社会的利益になる部分だと思う。そういうことでも職員でも意外とわかっていない方がいたりする。例えば、児童手当の関係で担当課が市税の調査をすることも、市税は市税でその課にだけ情報提供を許可しているんだろうが、この部分は保護していい部分、この部分は公開していい部分という大きな意味でのマニュアルみたいなものがあると、すごくいいと思う。

例えば一緒にバス旅行に行った人の名前もわからないだとか、ケース・バイ・ケースで出てくる。この間、私が議員の研修に東京へ行ったら、出席者名簿に市会議員としか書いていなくて、隣の人がどこのだれだかわからないこともあった。そういうふうにすごく世の中がやりづらいと思うことがいっぱいあって、そういう部分で少し整理できるところがあれば、審議会なり審査会という部分でいろいろ市民がトラブったりすることはないと思う。マニュアル等については、何か機会があればということで要望する。

○菅野委員 今の質疑を聞いていて、正確さに欠ける部分があるかもしれないが、最近の事例の中で、ある方がアイフルという会社で資産を担保に借りて、返せなくなってしまって、今度、別の会社が肩がわりしてあげるといった情報が流れて、それを肩がわりしてきた。その中で、固定資産

税の支払いがどうなっているかをこの業者に、市は請求者の本人確認はしたらしいが、本人の委任状に印鑑がついてあったということで公開をしている。請求者の本人確認はしているが、委任状の本人確認はどのようにするのか。

○北澤情報公開室長 個人情報に関して、税の情報の開示請求がもしあって、それを代理人が請求するということは相模原市の場合は認めていない。代理人が請求する場合は、未成年者の場合の法定代理人等のみで、通常の委任行為に基づく代理関係での請求は認めていない。

○菅野委員 税の方は、私、きのう確認しているが、要するに委任状があるということで請求者の本人確認をして出したと言っていたが、それは間違いか。

○新井市民税課長 固定資産税証明関係の交付の代理申請の話と受けとめたが、証明の関係の本人確認、本人以外の分についてはお話のとおり委任状を提出していただく。また、窓口においでになる受任者の身分確認、確かに委任を受けた人が真正なる本人であるかどうかという、いろいろな身分証明書、運転免許証とか本人を確認するもので、代理人であるということで発行はしている。

○菅野委員 そうすると、さっきのしていないというのとどう違うのか。

○北澤情報公開室長 個人情報保護条例上の開示請求という手続に基づく代理請求は認めていない。今のお話は税法上の開示請求のお話だと思われる。

○菅野委員 わかる。ただ、今、個人情報保護というところで見ると、いろいろな問題がある中で、本人がそこで委任状に署名をして判こを押したかどうかというのは明確でない部分があるから、それはそれで仕方がない部分があるかもしれないが、請求者の本人確認はするが、委任状を出したかという確認はされていない。それで事がどんどん進んでいくという状況が、こういう世の中だから、まさにたくさん出てきている。まさか私は、委任状で請求者本人を確認すれば、情報がそういう形で流れると知らなかったから、何でそうなったのかということを経営の方にも確認した。

この条例上で、情報公開の請求との違いはあるにしても、今後そこは慎重にすべきではないかと私は思った。意見として申し上げておきたい。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第15号相模原市情報公開条例及び相模原市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第15号は可決すべきものであると決した。



議案第16号 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第16号相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第16号相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 3点ほど伺うが、さきの総括質疑で私もやったが、この条例は公務員の給与の制度改革の一環という答弁もあったので、それは理解をしている。昨年9月の総務委員会でも、地域手当のことについては、昨年の人事院の一つの目玉というか特徴的なものということで、本市の10%のこともお聞きした。

全国の地域手当の支給率を見ると、0%から18%になっている。18%

というのは東京２３区だ。あとは１５％になっている。お隣の町田は１５％、神奈川県内でいくと厚木が１５％、逗子が１５％、鎌倉が１５％。今までの調整手当でいくと、厚木は３％だったのが、地域手当で１５％になった。ただし、厚木の場合は多分、条例で他の自治体－県だと思うが－の状況を見て、実際は１０％だと思う。相模原市も、本来ならば３％の調整手当だったが、相模原市の給与条例でいけば、今、申し上げたように他の公共団体－県が１０％だから１０％にしていた。今度は１０％の調整手当が地域手当で１０％になった。横浜市は今度の地域手当は１２％、川崎も１２％。今回のこの人事院の地域手当の支給割合、神奈川県内でもゼロから１５％まであって、相模原市は１０％、厚木は１５％、このことに対する当局の見解はまずどうか。

○石川職員課長 人事院規則によって本市での地域手当は１０％、厚木市は１５％という支給割合になっている。しかしながら、厚木市の場合は、神奈川県等との均衡という観点から、国の基準だと１５％だが、１２％にする方向で調整をしていると伺っている。

このことについての見解だが、地域手当というのは人事院規則に準拠しつつ、各自治体が条例でその支給割合を定めることになっているので、厚木市の支給割合について私の方からコメントする立場にはないが、地域手当の水準は、その地域の民間企業の賃金水準をあらわすものということなので、例えば市の財政、あるいは活力あるまちづくり、あるいは雇用政策という観点からすると、地域手当の水準が高いということは市にとって好ましいことであるという私なりの見解を持っている。

○友成委員 私が見ていて、民間との格差とか、今までの都市手当から来た調整手当－今、答弁なかったが物価の関係もある。そんなに厚木と本市で差があると思わない。何で横浜、川崎よりも厚木の方が高いのか。私は個人的に考えても、人事院はどこをどう調査したのか疑問を持つ。相模原市の方がもっと物価が高くていいのではないかと思うぐらいだ。人事院規則で決まったことだからこれはこれとするが、私はそういう見解を持っているということだけは申し上げておく。

さきの総括質疑の答弁の中で、本市も公務員の給与制度改革に伴って給

料表の見直しをする旨の答弁があったが、具体的にはどのような内容とお考えになっているか。

○石川職員課長 今回の給与構造改革については、去年の人事院勧告の中で幾つか提案がされている。今回、調整手当を廃止し、地域手当を創設するということがまず一つだが、それ以外に公務員の給与水準を平均で4.8%下げて、しかも今、1号俸、1号給と言われている部分を4分割した給料表にする。それから、勤務成績に基づく昇給制度を導入しようということも言われている。さらには、今、率で支給されている管理職手当を定額化にしようという動きもある。その辺が主な内容だと承知している。

○友成委員 時期的には9月か12月、どちらかになると思うが、どちらか。いつの時期の議会提案なのか。

○石川職員課長 これはまだ職員組合との協議事項なので、今現在で明確な答えはできないが、事務局では、9月議会の条例改正案の提案で作業を進めている。

○友成委員 3点目、今、課長から管理職手当の話もあった。さきの総括質疑でも、総務委員会でやるということを一応通告しておいたのでお聞きするが、私は本会議場に出席する、いわゆる部長級の8号給の人は手当も同一にすべきだと思っている。それだけ責任が重い仕事をしている。担当部長であろうと、事務局長であろうと同じだろうと思っている。さきの総括の部長答弁だと、私は逆にこう考えた。それなら担当部長は本会議に出席しなくていいのではないか。本会議にきちんと出席するのであれば、私は手当はやはり統一すべきではないかと思う。今、言った行政機関、事務局長の件だが、これも同じにすべきではないか。特に今後、地方制度調査会の答申の中で、監査事務局については増員等を図って充実していこうという話がある。本市を考えれば、選挙管理委員会も今度は津久井の方の選挙を抱える。それだけ事務量もふえる。農業委員会を考えれば、今度、当面は東西になる。それだけまた仕事量がふえるということからいけば、今、課長の答弁では額の話もあったが、繰り返すようだが、8号給であれば手当も同一にすべきと思うが、今後この給与制度改革で給料表を見直す中にそういうことも考えているか。

○石川職員課長 管理職手当については、さきの総括質疑の中で総務部長が答弁したが、管理監督の地位にある職員を対象に、その職務、職責に応じて支給しており、部全体を所管する部長と、特定分野を所管する担当部長、あるいは事務局長との間に現時点では相違がある。

質問の管理職手当についてはいろいろな考えもあって、県下各市の支給割合も各市によってばらばらという状況だ。また、ここでいろいろな制度改正が見込まれている。一つには、自治法の改正によって副市長制の導入がある。それから、市だけのことで言えば、それなりの大きい機構改革も予定されている。さらには、先ほど述べた管理職手当の定額制も予定されている。こういったいろいろな大きい動きの中で、管理職手当のあるべき姿を検討していきたいと考えている。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 16 号相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 16 号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第 17 号 相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 18 号 相模原市証人等の実費弁償に関する条例について

○沼倉委員長 議案第 17 号相模原一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第 18 号相模原市証人等の実費弁償に関する条例について、以上 2 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 17 号相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例及び議案第 18 号相模原市証人等の実費弁償に関する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 委員長、質問によって、額の根拠を聞くので後でやる 19 号もちょっと関連したことになるので、それをお許しいただきたい。

○沼倉委員長 関連があるのか。

○友成委員 はい。よろしいか。

○沼倉委員長 はい。

○友成委員 この条例を提案することは私は一定の理解をしているが、1 点目、17 号に関連して日当を廃止することだが、神奈川県の日当の取り扱い等についてはどうなっているか。

○石川職員課長 神奈川県においては既に日当は廃止されている。

○友成委員 聞くとところによると、神奈川県は日当ということでは廃止されているが、それにかわるものとして県内では 200 円、県外に出ると 1,200 円、旅費雑費という名目で支給されていると理解しているが、私の理解は間違いないか。

○石川職員課長 間違いない。

○友成委員 神奈川県でそれが支給されているとき、本市はそれを導入する考えには立たなかったか。

○石川職員課長 今回の日当廃止の理由が、日当の半分が昼食代、残りの約半分が目的地周辺地域の交通費という構成要素になっている点にかんがみ、昼食代を公費で払うことが今の社会状況、市民の理解を得られるのかという点と、目的地周辺の交通費については細部にわたるところまで公費として支給している状況を勘案して廃止した。それらの理由からすると、旅行雑費を新たに創設する理由は見当たらないため、本市では旅行雑費は創設しないという方向で調整している。

○友成委員 それは理解するが、やはり公務員であったり我々議員で

あっても常に電話とかする。そういった意味で、旅行雑費というのは電話代等との関係で置いていてもよかったのではないかという考えも持っていたので聞いたが、これらについてどうするかは検討しておいていただければと思う。

関連して、日当を廃止していくが、18号の職員が証人で行った場合の実費弁償が1日2,500円、19号でいけば財産区管理委員会に費用弁償が6,000円、それから昨年の12月議会で議決したが、地域協議会は1日2,000円の費用弁償、その額の根拠について聞く。どうして2,500円、6,000円、2,000円だったのか、その額の根拠について見解をお示し願う。

○石川職員課長 費用弁償あるいは実費弁償は、その方々が活動に要した経費を償うものという名目で支給されるもので、職とか活動内容によって金額は異なるものと認識している。また、行政実例によると、必ずしも実際に要した経費を厳密に同額で支給する必要はない。条例で一定の基準を定め、定額により支給することも可能であることから、ほとんどの自治体においては定額制を導入していると承知している。

具体的に、まず18号関連の証人等の実費弁償については、資料作成経費あるいは筆記用具代、通信費等の費用を想定し、神奈川県あるいは神奈川県下の各自治体で、数多くの自治体が2,000円台という実費弁償を設定している状況から、2,500円という額を設定した。

残りの2つだが、まず財産区管理委員会の委員の方々が職務のために山林の実態調査を行う場合については、被服代、それから防虫対策、応急医療代、クリーニング代等に要する経費として、現在、津久井町における同額の支給実態を勘案して6,000円とした。

さらに、地域協議会の委員については、パートナーシップの観点から報酬が支給されないという状況にかんがみ、交通費あるいは資料作成経費などの会議等に出席する費用ということで、1回につき2,000円の費用弁償の支給で、昨年の12月定例会で条例改正を行った。

○友成委員 私は、この実費を考えたときに、今、課長は、定額とか、場合によってはそういったことも考えられると答弁にあったが、私は最初、

この議案が配付されたときに、その人の年収から計算するのが本来の実費弁償だと思った。定額だったらそれが実費弁償ではないのではないかという理解をしたが、そこの考えはどうか。

○石川職員課長 私も実は最初はそういう観点も含めて作業を始めたが、先ほど申し上げたとおり、県下各市のほとんどが2, 0 0 0円台ということで、この中では収入は勘案されていない。

○友成委員 これは平行線になるからこれでやめるが、私はそういう考えに立っていたし、今後もやはりそういうことだろう。そういうことをすればある程度の根拠が出てくるだろう。県内他市がそうだからうちもそれに準じたというなら、それは大した根拠ではない。きちんと額を決めるなら、それなりに本市としての根拠を出していかないとだめではないかということだけ申し上げておく。

○阿部委員 議案第17号で、提案理由に近年の社会情勢の動向を踏まえてということが理由として挙げられているが、まず近年の社会情勢をどう認識しているのか。

○石川職員課長 大きく3つぐらいあると考えている。1つは、旅費の大きい構成要素である昼食費は、昔、食堂が少ない、交通機関が発達しない状況の中では、公費で支給するのもやむを得ないという一定の理解を得た上での算定だったと思うが、現時点で公費として支給することが市民の理解を得られるのか。2つ目は、目的地周辺の旅費について、現在では細部にわたって実費を支給している。3点目は、これは本市だけではなくて県下のかかなり多くの市で、こういう状況を踏まえて日当自体を廃止する動きがかなり加速してきている。こんな状況を踏まえて今回の改正をお願いしている。

○阿部委員 日当の中身が主に昼食と周辺の交通費ということだったので、動向の部分で今の話になったと思う。一般的にサラリーマンの方が日当と聞くと、諸雑費の補てんや出張に伴う精神的、肉体的疲労に対する慰労の意味、外に出て働いているので、どこからどこまでを労働時間とみなすのかというところで、ある意味みなし労働時間みたいな部分もあったと思うが、その辺に対する考え方は何かあったか。

○石川職員課長 出張における日当の趣旨、支給の趣旨は鉄道賃などの運賃や宿泊料と同様に旅費の構成要素の一つであるということで、先ほど申し上げた昼食費とか周辺の交通費などに対する実費の支払いだと認識している。民間企業等においては、日当に時間外勤務手当の要素が含まれている場合もあるということだが、地方自治体においてはあくまで実費の弁償という支給趣旨を持っているので、時間外の部分については要素として含まれていないものと認識している。

○阿部委員 日当と聞いた場合、私が言わせてもらったような感じでみなしていた部分、あいまいだった部分が、社会の動向としてもうその辺はほとんど見なすことができないという認識だったが、より明確に昼食費、交通費ということで理解した。

旅費に関しての見直しによるいい方の効果と、職員への説明とか納得も大切だと思うが、総合的にどのように影響とか効果を判断しているのか。

○石川職員課長 日当を廃止する効果だが、一番わかりやすいのは金額的な話だと思うが、16年度の決算ベースで比較すると約1,400万円の経費削減になると見込んでいる。それから、職員への説明あるいは職員の納得ということも大事ではないかというお話で、まさに私どもも同じ認識を持っている。今回の見直しについては、日当とはいえ勤務条件の変更となる事項ととらえているので、職員組合に昨年秋に日当の廃止について申し出を行って、その後、何回も事務折衝を重ねて、組合からも一定の理解をいただいている。また、一般職員については、本条例を可決していただいた後には、グループウェア等を活用して通知を出すとか、あるいは日当の事務処理を行っている庶務担当者の会議等もあるので、そういうところで周知徹底を図っていきたい。

○阿部委員 1,400万円の経費削減につながるということで経費削減の部分もあるが、市民の皆さんにとってみれば、まさしくこのこと自体が社会の動向、社会情勢ということで、大変効果も高いということなので理解した。

○佐藤委員 今、いろいろと話を聞いていた。我々議員の中でも、非常勤の中でも事前に全く話がなくて、正直言ってどうしてという部分が立

場がある。我々が視察に行くのは旅行ではないという判断でもある。それから、現地に行った中で、やはりそれなりの動きをしなければならないので、それを一律に見てくるのはどうだろうという話があることを申し添えておく。

スタートするに当たって、最初から見直しをしろというのもおかしいが、私はやはり職員のやる気を起こすことも大事な要素だと思う。今度、仕事で出かけたときに自己負担が多くなるという部分が出てきたら、簡単な話、家庭に帰って奥さんが小遣いをふやすわけにいかないのだから、やはり何らかの形で、将来的に、これを何年かやって検証した結果、もう一回精査する。これを見ると、昭和31年に決まった形をそのまま継承してきたということだから、ここでスタートを切ってそのままというのではなくて、いいものがあるなら常に精査していく、そして常に問題意識を持って見つめていくという姿勢を持っておいていただくことだけ願います。

○大上委員 18号の関係だが、先ほど友成委員の方からも話が出ているが、例えば弁護士だとか司法書士という人は時間で大体動いている。弁護士法の決まりとか司法書士法は、時間で幾らという部分だとか、難しい考査をした場合という判断基準があると思うが、弁護士だと大体、時給1万円ぐらいが相場だと思うが、そういう相場の人を2,500円で一日拘束するという部分で、私はいろいろ疑問を感じた。この辺の部分で、2,500円以上という形で、少し弾力的な考えも浮かばなかったのかという思いがあるが、その辺についてはどうなのか。再度確認の意味で。

○石川職員課長 確かに、証人等で出頭していただく方によって、今、言われた非常に給与の高い方から、それこそ無職の方まで、いろいろな方がいる中で、2,500円の実費弁償という額を設定させていただいた。幅を持たせるという話だが、先ほどちょっと申し上げたとおり、条例で一定の額を設定して支給することが可能となっており、ほとんどの自治体が幅を持たせる設定はしていない状況で、本市も同じようにした。

○大上委員 例えば、国会は参考人という言い方をしているが、議会とか委員会が呼んだ場合、そういう規定で自由裁量みたいな形はとれるか。そういうことは全然考慮に入っていないのか。証人という形ではな

くて、参考人というか意見を聞くみたいなの。

○石川職員課長 今回の条例の中にも、ずっと制限列举で来ているが、2条10号で、前各号に掲げる者のほか、市の機関の求めに応じて出頭した者となっているので、要請されればそれも対象になる。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上採決を区分して行う。

議案第17号相模原市一般職の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第17号は可決すべきものであると決した。

議案第18号相模原市証人等の実費弁償に関する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第18号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第19号 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第19号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第19号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第19号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第19号は可決すべきものと決した。



議案第20号 相模原市国民保護協議会条例について

議案第21号 相模原市国民保護対策本部及び相模原市緊急対処事態対策本部条例について

○沼倉委員長 議案第20号相模原市国民保護協議会条例について、議案第21号相模原市国民保護対策本部及び相模原市緊急対処事態対策本部条例について、以上2件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木防災対策担当部長 議案第20号相模原市国民保護協議会条例並びに議案第21号相模原市国民保護対策本部及び相模原市緊急対処事態対策本部条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 国民保護法の40条の4項から関係して伺うが、まず協議会の構成メンバーとなる40条4項の2の自衛隊に所属する者とあるが、本市では、どこの駐屯地の、どのような肩書を持った人を構成メンバーとするお考えか。

○黒田防災対策課長 本市の国民保護協議会の委員は、本条例が議会で可決された後にお願いすることとなるが、本市を所管する陸上自衛隊第四施設群の責任ある方をお願いしたいと考えている。

○友成委員 責任ある方とはどういう位の人か。

○黒田防災対策課長 私どもの希望は、できれば最高責任者である群長をお願いしたいと思っている。ただ、正式には了解を得ていない。

○友成委員 それは1人と理解していいか。

○黒田防災対策課長 そのとおりだ。

○友成委員 40条の4項の3、市町村に属する都道府県の職員の中で、警察の人は入るのか入らないのか。

○黒田防災対策課長 警察の方は入っていただきたいと思っている。

○友成委員 そうすると、相模原市には現在3署、合併すると津久井署を入れて4署となるが、どのようにお考えか。

○黒田防災対策課長 合併に伴い新市となる地域の津久井署も入っていただいて、合計4署で構成したいと思っている。

○友成委員 その4署の人たちの肩書は、今、どのようにお考えか。

○黒田防災対策課長 それぞれ署長をお願いしたいと考えている。

○友成委員 40条4項の5はわかる。教育長とか消防長というのはわかるので、その6、当該市町村の職員となっているが、どのような職員で、何人ぐらいとお考えか。

○黒田防災対策課長 教育長、消防長のほか助役も別の項目を立てているので、それ以外で言うと収入役と防災対策担当部長、市職員としては、市長も入れると合計で7名、市長を入れないと6名だ。

○友成委員 次に、この協議会の構成委員のうち、報酬を支給する者が多分いると思うが、その支給対象者となる人はどんな委員か。

○黒田防災対策課長 市の職員以外は報酬の対象となる。現在、その

7名を抜かした残りの方は報酬対象となる。

○友成委員 都道府県の職員、警察の人にも報酬を払うのか。

○黒田防災対策課長 市の条例によって、法令で定めた附属機関の方々についても原則報酬を払うことになっているので、予算上はその方たちの予算も計上している。

○友成委員 条例上はそうだが、この協議会は常設か、非常設か。

○黒田防災対策課長 協議会は計画の変更など重要な事項を審議することになっているので常設だ。

○友成委員 常設ということで、さきの質問に戻るが、職員以外の公務員に報酬を払うことについて助役なり部長の見解を聞く。

○八木防災対策担当部長 条例上は報酬を支給する形になっている。ただ、現実にはこれと同様の組織の中で防災会議が開催されているが、そちらでは県の職員、国の職員の方々は報酬を辞退している。

○友成委員 辞退をしているということは、協議会のメンバーにそのことをきちっと言うか、言わないか。

○八木防災対策担当部長 その点については話はしない。

○友成委員 これは意見と受け取っていただいても結構だが、私は公務員に、このような常設の協議会で報酬を払うのはいかななものかと思っている。では、条例を変えたらいいのではないか。

○八木防災対策担当部長 現行の法の中では支給する形になっているので理解をいただきたい。

○友成委員 だから、部長、助役、もとの条例を変えたらいかか聞いた。担当部長ではない。

○馬場総務部長 ただいまの国民保護協議会の委員に対する報酬の関係だが、自治法上はこういった特別職に対して報酬を払うことが決まりだ。ただ、報酬を受ける、受けないという話があったが、これは受給する側の判断によるもので、支給する側が予算措置することに対しては問題はないと考えている。法令上は支給する原則にあるということで理解をいただきたい。

○友成委員 この議案に関連して伺う。本市の条例で、何とか委員会

なりの報酬を支給するのに、公務員を除くというふうに私はすべきと思うが、いかがか。

○八木防災対策担当部長 今回の国民保護協議会の委員については法の中で規定がされている。その中から市長が任命する形なので、防災会議等を勘案した中で、委員として県の職員、国の職員を任命していきたいと考えている。

○友成委員 この議案ではわかっている。だから、報酬を支給するもとの条例があるわけだ。そのことを聞いているのであって、この条例についての見解ではない。そこを助役なり総務部長がきちんと理解してもらわないと困る。この条例以外になってしまうからこれでやめる。

もう一点だけ言うが、これはよく聞いてほしい。これからこの協議会でいろいろな検討がされるが、いろいろなことが私の頭の中に入っているが、一つ私が心配していることには、一番最初に議案を審査した個人情報保護という関係がどうしても私の中にはある。例えば、どこを避難場所にしようといったとき、委員となった人にその土地の所有者が全部わかる。そうしたら、相続がどうなっているかからすべてわかってくる。そういうことを心配している。だから、今後この協議会でいろいろなことが審査されていくが、35人以下でやっていくが、個人情報保護という視点については各委員には徹底して、うちの条例はこうなっているということだけは、ぜひ各委員に強く指示して、その委員会に当たっていただきたい。

○沼倉委員長 今のは要望か。

○友成委員 はい。

○阿部委員 議案第20号に関して伺う。国民保護法の35条第1項で、市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づいて、国民の保護に関する計画を作成しなければならないということだ。神奈川県では今月9日にこの計画案が出てきたところだと聞いているが、市としての現状、それから同じ国民保護法35条の第2項の第6番目のところで、議会に報告しなければいけないと義務づけられているが、その見通し。また、法律では見当たらなかったが、市民へも当然報告の義務があると思うが、パブリックコメント等の実施を行うのかどうか、見通しと計画を伺う。

○黒田防災対策課長 県の計画は2月9日に原案ができて、現在、国と協議中と聞いており、今度末には正式にできるということだ。本市の計画は、4月以降、県の計画に基づいて、また1月末に国が市町村のモデル計画を作成しているので、それを参考に協議会に図って作成していきたい。

議会への報告だが、県の方も、現在、国と協議中で協議が終了次第、議会に報告し、その後、市民に公表するとなっているので、私どももそれにのっとり議会に報告したいと思う。議会への報告時期等については関係部署等と調整させていただきたい。

それともう一点、パブリックコメントの件については、やるべきだと思っているので、その時期等については、協議会の審議状況を見ながら、一定の時期に実施したいと思っている。

○阿部委員 わかった。

国民保護に関する計画だが、神奈川県でも案が出てきている状況なので、当然、市でも中身の検討をある程度想定していないといけないと思う。内容に関して、国民保護法の39条第2項に、当該市町村の区域にかかわる国民保護のための措置に関する重要事項を審議するとあるが、この重要事項とは何なのか。また、武力攻撃への対処ではということで、これは国民保護法の国のホームページを見たら、漫画が描いてあり、武力攻撃災害への対処ということでダムや発電所などの施設の警備と載っていて、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国や地方公共団体が一体となって対処するんだと漫画の人が説明している。合併して津久井の方にダム湖があるから、この辺がどうなってくるのか。また、平時の訓練等も計画の中に入ってくると思うが、どのような感じで考えているのか。

○黒田防災対策課長 まず重要事項という点だが、まず1点目は、18年度、国民保護計画を作成するので、その件について諮問、答申をしていただくことがある。それ以外に重要事項というのは、法で定められている中では、例えば避難実施要領の策定、訓練、物資の備蓄のほかに、市の体制やほかの機関との連携に関することなどを重要事項として審議していただくことになっている。

それとダムの話が合った。ダムと生活関連施設については県の役割にな

っていて、県の計画の中で安全確保措置を定めることになっている。県の安全確保措置が今後つくられていくので、その状況を見ながら市の対応を図っていききたい。

もう一点、平時の訓練という質問があったが、訓練については、国民保護法第42条で国民保護計画に定めるところにより訓練を行うように努めなければならない、また実施に当たっては防災訓練との有機的な連携を図れるよう配慮するとあるので、18年度に国民保護協議会の中で計画を策定する中で実施時期や内容等を議論していただき、その後実施をしていきたいと考えている。

○阿部委員 ダム湖のところでもう一回伺うが、県で安全確保措置を取りまとめるということだが、当然、地元はこちらだから、こちらから現状をいろいろ伝えたり、実際の話で、県が決めたものをそのままやるということではなくて、私たち相模原としては主張していかなくてはいけない部分があると思うが、県の安全確保措置を策定するときに、こちらから人を派遣したり、こちらの意見を主張するような場はあるのか。

○黒田防災対策課長 県の計画後のマニュアルの作成や安全確保措置について正式には伺っていないが、ある程度できた段階で市町村に意見を聞く機会がある。その前に県の会議があるので、その中で本市としての意見を言っていきたい。

○阿部委員 わかった。国や県の人はこちらの計画に入ってくるが、こちらからももっと主張してもいいと要望する。

次に、議案第21号だが、議案の7条にこの条例に定めるもののほか、対策本部及び相模原市緊急対処事態対策本部について必要な事項は本部長が別に定めるということだが、本部長が別に定める必要な事項というのは具体的にどのようなものを考えているのか。

○黒田防災対策課長 対策本部自体が市の職員で構成される。防災関係の対策本部も同じだが、職員の初動要領とか職員の体制が大きなものになると考えている。

○阿部委員 わかった。そうしたら、ここに2つ対策本部が出てきているが、違いとか役割分担とか、具体的にどういうことを行うのか、改め

て確認したい。

○黒田防災対策課長 対策本部の違いだが、まず国民保護対策本部については、その時点における国際情勢や相手国の軍事行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されるなど、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められて、相手国がどこの国かはっきりし、我が国に対する武力攻撃がありそうだというときに、国民保護対策本部をつくるように国の方で決められることになっている。もう一つの緊急対処事態対策本部だが、今、言ったもの以外、相手方が不明な大規模なテロが発生した場合に国が指定をして対策本部を設置することになっている。

○阿部委員 違いはよくわかった。第7条のところで改めて伺いたいが、例えば大規模なテロが起こったとか、相手が明白なところが武力攻撃をしかけてきているというような切迫した状況で、この7条は、先ほどの話だと要領をつくったりとか、必要な事項を定めるためにある条文だと理解したが、緊急時に本部長が何か大きな権限を持つようなことは想定されていないのか。

○黒田防災対策課長 対策本部長である市長は、ほかの関係機関との総合調整をすることになっているので、例えば警察だとか、県だとか、自衛隊だとか、そういうところと総合調整をして、本市に係る武力攻撃に対する対処措置を総合的に実施することができるとなっているので、そういう面では大きな権限があると認識している。

○阿部委員 ということは、もちろん県とか、その上の国とか、警察とか、関係団体との制約はあるが、緊急時に本部長がある程度の権限を有するという理解でいいのか。

○黒田防災対策課長 そのとおりだ。

○阿部委員 このところだが、やはり緊急事態にどういうことが、大きな権限となるのか具体的なところは、国民保護法自体が出てきて、これからできてくると思うが、ぜひはっきりと明確に示してもらいたいと要望する。

○大上委員 確認の意味で1点だけ。国民保護協議会の関係だが、市

から7人、警察4人、自衛隊1人ということでわかったが、残りはどういう体制か。

○黒田防災対策課長 今、総勢34人から35人ぐらいを考えていて、会長は市長になるが、先ほど言った警察と市の職員以外で言うと、例えば国の関係機関で相武国道事務所とか、鉄道やバスの事業者、市の自治会連合会、ライフライン機関である東京電力、N T T、水道局、県の土木事務所、学識経験者、消防団、すべて網羅していないが、大体そのような感じだ。

○大上委員 これから藤野町との合併もあるだろうが、津久井とか相模湖の代表は考えているのか。

○黒田防災対策課長 合併によって津久井町、相模湖町も含めた計画をつくる。そこを統括する関係では、例えば自治会だと自治会が全部統括するので、自治会の代表者の方をお願いしたい。消防団についても、基本的には消防団が統括するとなっている。あと警察については、津久井警察署も入れる予定である。そちらの代表の方ということは、市全体として計画を作成するので特に考えていない。

○大上委員 これは年何回ぐらい開催する予定か。

○黒田防災対策課長 18年度は計画の策定があるので、予算上は3回、それ以降については年1回から2回ぐらい開催したい。

○菅野委員 今の質疑を聞いていて、この条例は何か違う国の話をしているのかと思うぐらい、事態は市民にとっても大変なものだと思っており、ここまで来たかという感じも受けるわけだが、最初に、助役にこれを提案するに当たっての率直な見解を伺いたい。

○加山助役 この趣旨にもあるように、やはり国の安全、また国民、市民の安全を考えると、こういう国のシステムを含めて、末端の自治体までが一貫した体制をしっかりとっていく必要はあると認識している。

○菅野委員 条例を提案する以上、そういうお答えしか返ってこないだろうとは思っているが、そこで伺うが、周辺事態法が99年に成立して、国民保護法が04年に成立した。その違いについてまず1点伺いたい。2つ目に、国民保護法に基づく国民保護というのはどういうものなのか。こ

れは有事法制全体の中でとらえることが必要であると思うが、その大もとは何であるのかということについて伺う。3つ目に、武力攻撃事態法が03年の6月に成立しているが、その内容がどうかかわっているのか具体的に示していただきたい。まず最初に3点伺う。

○黒田防災対策課長 周辺事態法と国民保護法の違いだが、周辺事態法は、我が国の周辺地域における平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して実施する措置、具体的には後方地域支援や船舶検査活動などによって我が国の平和及び安全の確保を努めるものと承知している。また、国民保護法は、2番目の国民保護の説明にもかかわるが、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小限にする法律で、大もとは、有事法制全体で議論された中で、武力攻撃事態法がもとの法律だと承知している。

それと、武力攻撃事態法とのかかわりという質問があったが、武力攻撃事態等について国、地方公共団体などの責務、国民の協力、その他基本となる事項を定めることによって、武力攻撃事態への対処のための体制を整備するとともに、対処に関して必要な法整備を定めたものである。この法整備の中で国民保護法が制定されたものと承知している。

○菅野委員 すれ違いの議論になるとは思っているが、私はやはりこの事態を深刻に受けとめて、あえて改めて質問をしていきたい。武力攻撃事態法に基づいて法制度を整備するということだが、ここで3点挙げられている。1つは、国民の生命、身体、財産の保護、国民生活、国民経済への影響を最小限にする措置、これが国民保護法だと言われているが、確認したい。2つ目は、自衛隊の行動が円滑、効果的に実施されるための措置であり、これが言わば、私たちは改悪だと言っているが、自衛隊法とその施行令であると言われている。3つ目が、米軍の行動が円滑、効果的に実施されるための措置であり、これに対応するものが米軍支援法と言われているが、その内容を確認するとともに、具体的にそれがどういうことなのかを示してほしい。

○黒田防災対策課長 国民保護法については、今、委員から話があったとおりだが、自衛隊法の一部改正については、武力攻撃事態等において、

米軍に対する物品、役務の提供に関し、所用の規定を定めたものと承知している。また、米軍行動関連措置法については、同じく武力攻撃事態等において、我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑、効果的に実施できる措置を定めたものと承知している。

○菅野委員 引き続いて、国民保護法が武力攻撃事態などにおいて国民を保護する方針だとしていることだが、これは具体的にどういうことか。

○黒田防災対策課長 万が一、有事が発生した場合、具体的には警報を発令して、避難指示があって、その後、避難誘導、避難住民の救援というのが大まかな流れになると承知している。

○菅野委員 それは具体的にどうやるのか。

○黒田防災対策課長 武力攻撃事態等の認定が国で閣議決定されると、その地域について国が指定をする。万が一、本市及び神奈川県が指定されたとなれば、まず警報の措置が来るので、私どもは市の防災無線などを使って警報を一斉に流すということがまず一つある。次に、避難指示があって、これは国から県に対して避難指示があるので、それに基づいて国と県がどこに避難するか、避難経路等についても国、県の方で、ここの場所にこういった方法で行けと決められると聞いている。市については、それに基づいて市民を避難させることが大きな仕事だ。その後、避難した住民等の救援がある。例えば、本市に避難されてきた場合には、本市でその方たちの救援活動－これは本来的には県の業務だが、市が協力して救援を行うという流れになっている。

○菅野委員 もし、国と県が相模原市民を避難させろとなったならば、どこに、どういうふうに、何で避難させるのか。

○黒田防災対策課長 今後、具体的に計画をつくった後に避難マニュアル等を作成するが、現在想定される中では、武力攻撃のパターンによっていろいろ変わるが、一般的には堅牢な建物の中に一時的に避難をしていただいて、状況を見て避難する地域と避難する場所が定められる。具体的には、例えばまだ電車等が確実に動くのであれば電車等で指定された地域に避難する。あとは、バス事業者等と調整をとってバス等で避難すると国の方では想定されている。

○菅野委員 では、相模原市のしっかりした建物というのはどことどこにあるのか。

○黒田防災対策課長 例えば鉄筋、鉄骨造のビル、あと地下があるような建物ということで、具体的にどこにどういう施設があるということは今はまだ検証していないが、国の基本指針の中では一時的にそういうところに避難する、そこから様子を見てと書かれている。

○菅野委員 津久井、相模湖を入れると66万ぐらいの人たちが十分に入れるというか、避難できるようなしっかりした建物をこれから探していくのか。

○黒田防災対策課長 攻撃パターンによって変わってくると思うが、例えばミサイルだとか毒ガスというようなパターンについては、相模原市全体が対象になるが、すべてのパターンで相模原市全体が対象になるとは考えにくいわけだから、相模原市の攻撃目標とされたある地域に避難をしていただく。しっかりした建物というのは、原則的には公共施設を基本に考えていきたい。

○菅野委員 ありもしないような想定をいろいろするのもかもしれないが、今の世界の戦争の状況なり何なりを見て、相模原市の一部分に攻撃が来るということはなかなか想定できない部分があると思うが、どのぐらいのパターンを考えるのかわからないが、私はこういうことを議論することすらおかしいと思っているわけだが、もしこういう事態になったときに規制がどういうふうにかかってくるのか。例えば、公安委員会による立入制限地域の指定だとか、警察官による立入制限だとか、禁止命令だとか、退去命令だとか、そういうものが定められるのではないかと思う。そうした場合には、先ほど土地の問題だとかいろいろ議論があったが、これは罰則規定があるように聞いているが、強制されるということか。

○黒田防災対策課長 確かに国民保護法の中で罰則規定がある。具体的に言うと、避難住民の収容や医療を行うための県知事による土地や建物への立入検査を拒んだ場合とか、医療品や食品、寝具等の物資を知事による保管命令に従わず隠したり、どこかに持っていったってしまった者、あとは公安委員会の通行禁止や制限に従わなかった運転手、当然、武力攻撃災害

による通行規制に違反した運転手、それと警察官による原子力発電所などの施設の立入禁止制限への立入禁止や、退去命令に従わなかった者たちに罰則を課すとされている。具体的には、金固刑か罰金刑になっている。

○菅野委員 こういうふうの一つ一つ確認してみると、国民保護というのは口実に過ぎず、一つは、軍隊だとか、いわば自衛隊の自由な行動を確保するためだと言わざるを得ない。そういう点での見解を聞きたいのと、もう一つは相模原は米軍基地を抱えている。そういう点では、米軍支援法や自衛隊法との関係で市民が一層危険にさらされることはないのか、その点についてはどう考えているのかをお聞きしたい。

○黒田防災対策課長 最初の質問だが、罰則については、あくまでも武力攻撃があった周辺地域の住民の生命、身体、財産に甚大な被害が生じるおそれがある場合に阻害するとか、避難住民の救援実施に著しい支障を及ぼす場合、先ほど言った医療品や食品の持ち出し、それと警察官の公務の執行を妨害する行為と認められた場合に罰則規定があって、国民の生命、身体、財産を守るための行為に違反、阻害するような場合に罰則規定があると承知している。

もう一つ、米軍基地と自衛隊の関係だが、武力攻撃については相手国が何を攻撃目標とするかによって変わってくるので、一概には言えないと思うが、国の国民保護計画をつくるに当たっての指針では、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、原子力関連施設などに対する注意が必要だと書かれている。また、自衛隊施設や米軍施設は防衛に係る諸活動の拠点となる特性があると記載されている。ということで、今、私どもは、米軍、自衛隊があるということで、危険性がある、ないという判断はしかねる。

○菅野委員 時間を気にしている状況もあるが、もうちょっとで終わる。私はこれはきちんとしておかなければいけないと思っているので、協力をいただきたい。

今の議論を聞いていてこの有事法制を発動させないことが、何よりも大切だと思っている。発動させないようにする運動も、既に米軍基地の問題なり何なりやっているとと思うが、その点についてどう考えるか。

○黒田防災対策課長 武力攻撃などの有事が起こるということは、市

民、国民、だれも望んでいるわけではない。市としても、平和に対してたゆまぬ努力をしていくことは大切なことだと認識している。しかしながら、万々が一、我が国に対する外部からの武力攻撃などがあった場合に、市民の生命、財産を守るために、その措置を定めていくということは自治体として大切なことであると認識している。

○菅野委員 それでは、この計画で、災害のときの訓練とどのように区別をするのか。

○黒田防災対策課長 訓練の内容については、今後、協議会の中で訓練の内容や実施時期などを議論していきたいと思っている。想定だが、自然災害の避難というのは本市にある小中学校が避難所になるから、そちらに避難していただくのが一般的な考え方である。国民保護法については、もし相模原市のある地域がそういう状況になった場合には、本市内ではなくて市外、県外へ広域的に避難することになるので、その辺が大きな違いだと考えている。

○菅野委員 もし、県外に避難することになったら、どういう計画になるのか。

○黒田防災対策課長 具体的には、計画策定後、避難マニュアル等を作成していきたいと思っているが、現時点では、一時的にはまずしっかりした建物に逃げていただいて、その状況を見ながら、そこから順次避難していただく。切迫性にもよるが、その状況を見ながら避難していくということで、有事の想定パターンによってもさまざまあるので、一概には言えないと考えている。

○菅野委員 最後にするが、ことし1月に出された市町村国民保護モデル計画というものがある。これを見てみると、市民や子供たちに日ごろから教え込むように、そして訓練を日常化している。そうしてみると、どんなことが起きてくるか、幾つかのパターンを想定するのかもしれないが、今の状況で見ると、本当にこれは訓練なり何なりを、実際に何か起きたときに本当に役に立つのかということしか、訓練としては現実にはできないのではないかなと思う。

そういう意味で見ると、私はやらなかったが、昔、戦争の訓練で、竹や

りを持って訓練したことを想定するみたいな、そういう訓練しかできないと思う。だから、言ってみれば国民の考え方というか、日ごろのあり方を動員していくというか、そういうものでしかないのではないかな。そういう意味で、米軍基地を抱えたり、平和都市宣言をしている相模原市として協議会を設置すべきではない。私もいろいろ読んだが、法律はそういうものを設置しろとなっているが、地方自治体としてこれを設置しなければ罰則をすとか、何とかするというものは何もない。設置しなくてもいい。そういう意味で見解を聞きたい。

○黒田防災対策課長 確かに、法律では計画をつくらなくても罰則等はないが、計画を策定しなければならないと法律では書かれている。そういう中で、市民の生命、財産を守るため、万々がー、有事が起こった場合に市民を守るために、市としての計画を定めていかなければいけないと考えている。

○菅野委員 そういう見解しか出てこないだろうというのは想定していても、私はこれは重大な問題だと思っている。総括でも明らかにしているが、これは私の意見だが、この議案は市民には具体的なことは何も知らされていない。私たちももっと勉強しなければいけないと思っているし、市民にやはりこの内容を知らせて、意見を聞くということも必要だと思う。これは協議会を設置して、それから計画を策定するということで聞くのではなくて、こういうものを設置することが法律で定められて、こうなんだということをやはり先に市民に知らせる必要があると思う。

そういう意味で、私は、米軍基地を抱えて、米軍基地の強化もあるわけだし、市民ぐるみで運動を進めているときでもあるから、議会としても、これは委員会の皆さんにもぜひお願いしたいと思っているが、私は基本的にこの条例の設置には反対だが、今の状況を考えて、この2つの条例については継続をお願いしたい。

○沼倉委員長 休憩する。

午前11時24分 休憩

午前11時24分 開議

○沼倉委員長 再開する。

他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上採決を区分して行う。

議案第 20 号相模原市国民保護協議会条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第 20 号は可決すべきものであると決した。

議案第 21 号相模原市国民保護対策本部及び相模原市緊急対処事態対策本部条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第 21 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 45 分 開議

○沼倉委員長 再開する。

◇○◇

議案第 22 号 相模原市特別会計条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 22 号相模原市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○山中財務部長 議案第２２号相模原特別会計条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第２２号相模原市特別会計条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第２２号は可決すべきものと決した。



議案第２３号 相模原市の基金の処分の特例に関する条例について

○沼倉委員長 議案第２３号相模原市の基金の処分の特例に関する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○山中財務部長 議案第２３号相模原市の基金の処分の特例に関する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第２３号相模原市の基金の処分の特例に関する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総数。

よって、議案第２３号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第２４号 相模原市市税条例の一部を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第２４号相模原市市税条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○山中財務部長 議案第２４号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第２４号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第２４号は可決すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

議案第２５号 相模原市財産区管理会条例について

議案第２６号 相模原市財産区運営基金条例について

議案第２７号 相模原市財産区山林管理基金条例について

○沼倉委員長 議案第 2 5 号相模原市財産区管理条例について、議案第 2 6 号相模原市財産区運営基金条例について、議案第 2 7 号相模原市財産区山林管理基金条例について、以上 3 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○山中財務部長 議案第 2 5 号相模原市財産区管理条例、議案第 2 6 号相模原市財産区運営基金条例及び議案第 2 7 号相模原市財産区山林管理基金条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 2 5 号から 2 7 号まで関連して伺う。私自身は、この財産区というのは初めて耳にし、目にするもので、私なりに上程されてから今日まで地方自治法等を少し読んだので、最初に確認の意味で質問するが、この財産区というのは法律上は独自の法人格を持った特別地方公共団体と認識しているが、間違いないか。

○新妻管財課長 そのとおりだ。

○友成委員 このことからして特別会計を設けて、そして市町村の会計と分別して経理を行っているとも認識しているが、間違いないか。

○新妻管財課長 そのとおりだ。

○友成委員 では、具体的に質問に入る。

財産区の固有の業務とはどのようなものが想定されるか。

○新妻管財課長 地方自治法において、財産区はその財産または公の施設の管理及び処分または廃止を行うこととされていて、具体的には財産区が所有している山林の管理、貸し付け及び流木の処分等が主なものである。

○友成委員 そうすると、今、答弁された業務と、今までは町、今度は相模原市に合併して市になるが、市の一般施策として行われる業務との関係についてはどのように理解をすればいいのか。

○新妻管財課長 財産区の業務については、所有する財産の管理等に

野財産区が12万9,000円、串川財産区が115万2,000円、鳥屋財産区、青野原財産区、青根財産区がそれぞれ限度額の900万円となっている。それと、財産貸し付け収入については、多いところが鳥屋財産区で1,627万3,000円、少ないところは中野財産区で14万5,000円となっている。次に、高圧線に係る線下補償だが、これは3年に1回交付されるもので、平成16年度の実績で申し上げると、中野財産区が1,334万円、串川財産区が3,129万円、鳥屋財産区が7,907万円となっている。

○友成委員 最後の高圧線、こっちで言うと東電か。この3年に一度というのは協定で結んでいるのか。

○新妻管財課長 そのとおりだ。

○友成委員 それはもう動かしようがない。わかった。終わる。

○山岸委員 特別会計を設置する条例に賛成しているわけだから、今すぐにはと言わないが、例えば6つの会計を津久井町財産区一本にして合計で管理して、個々よりは連結でやった方がとても合理的でいいと思う。忙しい中でやっているから、そういうところに発想が行かないんだと思うが、津久井町財産区会計を出して、予算も決算もやって、あとは連結で、合計の部分だけやっておけば、こういうところで説明するにも合計欄で説明して、あとは目を通してくれでいい。そういうふうにした方が、これから長い間管理するにはいいのではないか。

個々の管理というのは、現場も個々に管理しているわけだから、報告をもらったものを連結へ入れればできてしまう。合計額で津久井町財産区会計とやれば一目瞭然だ。そういう工夫をしてみたらどうかというのが1点だが、見解を聞いておきたい。

○萩原財務課長 財産区の特別会計のあり方だが、今回6会計をお願いするのは、津久井町における特別会計設置の経緯等をそのまま承継することで、合併がスムーズに移行できるのではないかと考えて、今回、特別会計を設置させていただいた。ただいま委員から指摘のあった関係の一本化については、実際、事務レベルではいろいろ考えてみたが、十分検証に至らなかったというのは事実だ。県内9市町で財産区特別会計を設置して

いるが、県内はすべて個別の特別会計設置となっている。ただし、全国レベルでの調査はしていないので、予算審議等も十分考慮した上で、今後、十分調査、研究、検討を進めてまいりたい。

○山岸委員 それともう一つ、合併をまとめるだけで、時間もなかったし、大変だったし、議論も十分されていないと思うが、実はこの6会計というのは昭和の大合併のときに津久井町へ合併して、本来そのときに津久井町へ吸収すべき財産を個々に持った。それで、ちょうど50年たって、ここら辺で見ないとまた50年そのまま行ってしまうことにもなりかねない。民間の力を活用して、森林管理をしたり、自然保護をやったり、間伐の木を売って公民館を建てるとか、個々の地域の公共施設も大分つくったり、さっきお話のように莫大な補償も入ってくる。だから、既得権はそう簡単に手離さない。だけど、冷静に66万8,000人の市民という視点に立って考えると、公平とか公正という面から見ると、やはり一時期見直しをしないといけない。今、なかなか勇気ある発言をしている。先の段階でいろいろ混乱するといけないから、そういうことを含めて、やはり最初が肝心だから検討をすることがいいと思う。答えにくいと思うが、助役、どうか。

○加山助役 合併するメリットという視点から考えても、委員のお話にあるような視点でとらえていかなければいけないと認識している。ただ、長い歴史の中で財産区として形成された経緯等もあるようなので、そういったものも関係者にある程度御理解をいただく時間も必要なので、合併を機に、会計システムのあり方も含めて、御提案いただいたような形を行政を担当する我々として関係者に問題提起させていただいて、今、お話しいただいたような形で調整ができるならば、そういうふうに進めていきたいと考えているので理解いただきたい。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上採決を区分して行う。

議案第 2 5 号相模原市財産区管理会条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 5 号は可決すべきものであると決した。

議案第 2 6 号相模原市財産区運営基金条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 6 号は可決すべきものであると決した。

議案第 2 7 号相模原市財産区山林管理基金条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 2 7 号は可決すべきものであると決した。



議案第 4 3 号 包括外部監査契約の締結について

○沼倉委員長 議案第 4 3 号包括外部監査契約の締結についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○馬場総務部長 議案第 4 3 号包括外部監査契約の締結について補足説明する。議案集の 8 5 ページをごらんいただきたい。

平成 1 8 年度の包括外部監査契約の締結についてだが、契約の相手方については引き続き公認会計士の岸勲氏にお願いするものである。包括外部監査人については、地方自治法の規定では、連続して 4 回、同一の者と契約を締結してはならないとされており、岸氏については今回で 3 回目となる。契約の金額については、今年度と同額の 1, 6 5 0 万円を上限とする

ものである。

以上で、議案第43号について補足説明を終わる。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第43号包括外部監査契約の締結については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第43号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後0時05分 休憩

午後1時05分 開議

○沼倉委員長 再開する。

◇○◇

議案第54号 平成17年度相模原市一般会計補正予算（第6号・
所管部分）

○沼倉委員長 議案第54号平成17年度相模原市一般会計補正予算
の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔山中財務部長、馬場総務部長、大貫企画部長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 59ページ、総務費の一般管理費のうち、説明欄5の電
子入札システム共同運営事業費の具体的内容を教えていただきたい。

○高木契約課長 本システムについては、平成１６年から神奈川県、それから県内の３２の市町村、県内の広域水道企業団、合わせて３４団体が参加して、入札手続の透明性、競争性を高め、かつ効率化を図るということで共同開発を行ってきた。ここで合併に伴い、共同運営団体から津久井町、相模湖町が削除されるので、システム画面とかプログラムを改修する。また、２町の入札参加資格の認定業者名簿が削除されるので、データ処理を行う。経費の内訳は２本立てになっていて、２町の電子入札システムの運用等の業務委託と、全体の共同システムの改修委託の費用だ。

○阿部委員 今回の改修で県の支出はどのくらいか。

○高木契約課長 本件については合併に伴う経費ということで、市が単独で支出するものだ。

○阿部委員 共同運用の場合のルールだが、あくまでも個別の市でやったことなので県としてはという話だと思うが、当然、県の方でも合併を支援してくれているわけだし、そういうものを見越したシステムでないと、県下の合併の話だから、つくるときにそういうところは想定できたのではないかと思う。共同開発のときには、当然、相模原市も人口的にもリーダーシップをとる立場だったと思うので、ほかにもいろいろなものでこれから共同でやっていく部分、たくさんシステムはあると思うが、そういうところでもうちょっと融通のきくというか、こういう支出が出てこないようなつくりを共同運営ではぜひやっていただきたいという率直な感想を持ったので、要望だけする。よろしくお願いします。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって、一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第５４号平成１７年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第54号は可決すべきものであると決した。



議案第61号 平成17年度相模原市三井財産区特別会計予算

議案第62号 平成17年度相模原市中野財産区特別会計予算

議案第63号 平成17年度相模原市串川財産区特別会計予算

議案第64号 平成17年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算

議案第65号 平成17年度相模原市青野原財産区特別会計予算

議案第66号 平成17年度相模原市青根財産区特別会計予算

○沼倉委員長 議案第61号平成17年度相模原市三井財産区特別会計予算、議案第62号平成17年度相模原市中野財産区特別会計予算、議案第63号平成17年度相模原市串川財産区特別会計予算、議案第64号平成17年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算、議案第65号平成17年度相模原市青野原財産区特別会計予算、議案第66号平成17年度相模原市青根財産区特別会計予算、以上6件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔山中財務部長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○山岸委員 会計別の山林の管理面積をわかったら教えてもらいたい。

○新妻管財課長 各財産区が所有している山林の面積だが、まず三井財産区は約13ヘクタール、中野財産区は約85ヘクタール、串川財産区は271ヘクタール、鳥屋財産区は3,704ヘクタール、青野原財産区は1,807ヘクタール、青根財産区は1,813ヘクタールだ。

○山岸委員 6つの会計総体でどのぐらいになるのか。

○新妻管財課長 7,693ヘクタールだ。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上採決を区分して行う。

議案第 6 1 号平成 1 7 年度相模原市三井財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 6 1 号は可決すべきものであると決した。

議案第 6 2 号平成 1 7 年度相模原市中野財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 6 2 号は可決すべきものであると決した。

議案第 6 3 号平成 1 7 年度相模原市串川財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 6 3 号は可決すべきものであると決した。

議案第 6 4 号平成 1 7 年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 6 4 号は可決すべきものであると決した。

議案第 6 5 号平成 1 7 年度相模原市青野原財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 6 5 号は可決すべきものであると決した。

議案第 6 6 号平成 1 7 年度相模原市青根財産区特別会計予算は、可決す

ることに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 66 号は可決すべきものであると決した。

休憩する

午後 1 時 33 分 休憩

午後 1 時 38 分 開議

○沼倉委員長 再開する。

◇○◇

議案第 1 号 平成 18 年度相模原市一般会計予算（所管部分）

○沼倉委員長 議案第 1 号平成 18 年度相模原市一般会計予算の本委員会所管部分を議題とする。

お諮りする。審査の方法は、議事の都合上、本委員会所管の歳入は、一括して説明を求めた後、質疑を行うこととし、また、歳出については、款別に適宜一括して説明を求めた後、質疑を行いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

一般会計歳入の本委員会所管部分の審査に入る。

説明を求める。

〔山中財務部長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 本会議で、本市の景気をどう見て予算編成したのかという質問の回答は大きく分けて 3 点あった。企業収益の増が見込まれる、雇用環境の改善が見られる、回復基調が持続することが考えられると、大きく分けてこの 3 点あった。当初予算も、それを受けて法人税も 8.5% の伸びを見込んで予算計上されている。具体的に聞くが、回答の中の一つの企業収益の増とはどういった業種が収益を上げていると受け取られている

か。また、その要因はどのように考えているか。

○新井市民税課長 業種については、まず、製造業は全体で11%の増収を見込んでいる。この製造業の中の具体的な業種、また理由だが、主なものは自動車、あるいは造船向け鋼板、高級鋼材の販売価格の上昇などを原因として、鋼鉄業の増収を見込んでいる。また、半導体製造装置、あるいは光学機械器具などの精密機械製造業、建設機械やプレス機械製造などの一般機械器具製造といった業種を中心に増収を見込んでいる。全体の中でパーセンテージ的には59%を見ているが、金融保険業の不良債権の処理、あるいは企業の縮減や有価証券の含み損の増加等が見込まれる銀行業などについて増収を見込んでいる。

○友成委員 そういった業種が伸びて景気がよくなって、本市として歳入が法人税として、また事業所税として入ってくることは非常に望ましいが、私は総括でも言ったように、勝ち組もあれば相当負け組もあって、私から見ても本市内の各企業、業種もかなり厳しいところに追いやられているということで、若干甘く数値を見たと思ったが、今の答弁は答弁として受けとめる。

2つ目に、雇用環境の改善が見られると答えたが、こういった内容か。

○新井市民税課長 厚生労働省が毎月出している、労働統計調査の中で賃金指数、あるいは雇用指数の変化を状況変化としてとらえていることが一つある。また、17年における雇用指数、対前年で0.5%アップ、賃金指数に対しては対前年で0.6%アップ、いずれもアップしている状況の中で、雇用環境は改善されたと判断した。こうした数値の市税積算の影響、反映だが、具体的には個人市民税において、個人所得の大半を占める給与所得について、過去の状況等からこういった指数と同様の推移を示していることを勘案した中で、給与所得が増加すると判断し、個人市民税については増収を見込ませていただいた。

○友成委員 質問ではないが、総括のときも言ったが、今後の財政推計を見ていると、昨年も言ったが、今後の相模原市の年代別人口推計、これは当分の間、団塊の世代が退職をしていく、若い年齢層は定職よりもフリーター的な人がふえてきていて、人口推計をきちんと見た上で施策を講

じていかないと、全体の市税が落ち込んでくるのではないかという心配もしているので、その辺については今後、歳出のところでもあるが、総合計画の中できちんと分析をして、施策の推進に当たっていただきたい。

次に、我々議員にも予算の概要が配られるが、今後、この当初予算の審査もそうだが、補正予算とか決算審査とか、また来年のことを考えると、今度の場合も括弧書きで津久井2町と1組合の伸び率は示されたが、額が示されていないから、審査するに当たって対前年度の比較が非常に難しい。だから、今後そういった資料をつくるときには、2町分なり、来年、藤野町分の額も入れて伸び率がどうだとぜひしていただきたい。

そのことを背景にして伺うが、市税は2町1組合で3.9%あるが、17年度当初の2町分の額は幾らだったのか。

○関口財務部次長 全体では42億2,400万円だ。

○友成委員 個人市民税は幾らか。14.7%というのはこの予算概要に示されているが、14.7%の伸びは津久井2町では幾らか。

○関口財務部次長 個人市民税は14億4,500万円だ。

○友成委員 次に、法人市民税は6.3%の伸び率で、額は幾らか。

○関口財務部次長 1億4,400万円だ。

○友成委員 固定資産税はマイナス3.2%の伸びだが、額は幾らか。

○関口財務部次長 2町分で23億7,900万円ある。

○友成委員 では、この2町分のマイナス3.2%の伸びとは、どういった要因があると考えているか。

○関口財務部次長 これについては、本市の土地の地価下落に伴う下落修正があったことと、家屋については新增築分、在来家屋ともに評価がえがあって減収になったということで、2町分を足してもマイナスになった。

○友成委員 では、市税のその他の税でいけば、またこれもマイナス1.2%の伸び率だが、その他の税の合計額は幾らか。

○関口財務部次長 2億5,500万円だ。

○友成委員 そのマイナス伸び率になった要因は何と考えるか。その他の税でどんなものがあるか。

○関口財務部次長 まずマイナス要素だが、これは本市の固定資産税と同様、その他の税の中には都市計画税が入っていて、都市計画税の評価がえの減収が減の要因だ。

○友成委員 一番最初に言ったように、今後のことを考えたらこういった資料の中に額を入れてほしいんだが、これは入れていただけるのか。決算書の財政状況を含めて資料に入れていただけるか。

○萩原財務課長 大変申しわけない、概要等でパーセントは確かに示させていただいた。今後、こういう資料をつくる際には、きょうの指摘があったので、できるだけわかりやすい、資料となる数字はできる限り掲載していきたいと考えている。ただし、こういう表は限りがあるので、そこら辺は十分精査して、委員の皆さんにわかりやすいように配付させていただきたい。

○友成委員 わかった。ぜひよろしくお願いします。

3点目、県支出金について伺う。主要施策説明書の4ページでは県支出金が53億2,600万円だ。それで、8ページの財源区分別で、特定財源の県支出金が53億1,300万円、約1,300万円の差があるが、今の相模原市は、私の記憶では17年度までは特定財源のみの県支出金だったと理解しているが、私の理解は間違っているか。

○萩原財務課長 指摘のとおり、これまで県支出金はすべて特定財源として処理、整理している。

○友成委員 そうすると、今、私が数値を上げた約1,300万円というのは、2町分の県支出金が一般財源化されていると理解をする。どんな交付金や補助金が一般財源で入っているのか。予算書だとわからないので、1,300万円の一般財源の事業等をお願いします。

○萩原財務課長 県支出金の一般財源化されている費目だが、当初予算書の71ページをごらんいただきたい。上段の総務管理費補助金の中の4の電源立地地域対策交付金1,250万円が、一般財源化されている県支出金となる。こちらの内容を簡単に話すと、従来、津久井町と相模湖町において神奈川県から交付を受けていた定額補助金で、根拠は発電用施設周辺地域整備法という法律に基づいて、交付されている。なぜ一般財源化

されるのかという点だが、この交付金の内容は、今度は新市になるわけだが、新市全域を対象としていい。なおかつ、使い道も公共用の施設整備から住民生活の利便性の向上とか、何でも使ってもいいという実態がある。なおかつ、何に使ったかは事後報告でいい。そういう内容からして、神奈川県においても一般財源化していいということで、今回、一般財源の中に整理させていただいている。極めてまれなケースと私どもも理解している。

○友成委員 一般財源の事業は今のでわかった。そうすると、来年度以降は特定財源に入れてもいいのか、それともこの事業は一般財源化でずっと行くのか。

○萩原財務課長 経費の性格からして、私どもとしては一般財源として処理して活用したい。

○友成委員 そうすると、今まで一緒だった額が来年度以降は県支出金で来るから、上段の一般財源のその他の中に入るということで理解した。

もう一点、地方消費税交付金で伺う。18年度の当初予算で53億5,000万円、対前年度比7.0%の伸びで計上されている。いわゆる消費税の交付金だ。数年前に3%から5%に上がったときに、自治体に交付するという政府の方針に基づいてのことだと思うが、17年度のうちの当初予算は50億円だった。対前年度比は10.3%の伸びだった。それでは、先ほどにも関連するが、津久井町、相模湖町の消費税交付金の17年度の当初予算の伸び率、相模原市は10.3%だったが、2町の伸び率はそれぞれ何%だったか教えてほしい。

○萩原財務課長 津久井町ではマイナス17.4%、相模湖町でマイナス19.7%となっている。

○友成委員 では、額は幾らか。

○萩原財務課長 16年度の決算額で言うと、津久井町が2億6,000万、相模湖町が9,200万となっている。

○友成委員 財務課長は16年度の決算額で言われた。私は当初予算で言ったが、当初予算の伸び率がそれぞれ10.3、17.4、19.7と違う。私は本来ならば同率だろうと思っているが、率が違った。では、今、財務課長は決算額で言われたので、16年度の決算における伸び率は、

相模原、津久井町、相模湖町はどうか。

○萩原財務課長 15年度から16年度の決算ベースでの伸び率だが、12.61%の伸びと1市2町とも同様だ。

○友成委員 決算で伸び率が同じで、当初予算の伸び率が違うというのが私はよくわからない。最初に言われたように、私も言ったように、地方消費税交付金というのは、県が交付額の2分の1を機械的に各市町村に対して交付すると私は理解している。なぜこのような伸び率の相違があるのかがよくわからない。どうしてなのか、私、数年前から気になってしょうがなかった。だから、一番最初に言ったように、3%から5%に上げた場合、1%は自治体に戻すというのが国の案だったから、伸び率は私は当初も決算も同じだろうと思っているが、なぜ違うのか、その要因についてお聞かせ願いたい。

○萩原財務課長 当初予算措置の額については、各自治体、考えが多少異なる。本市においては、地方財政計画の伸び率を一つの指標にしながら、大変大きい交付金額なので、0.何%違ってくるとそれなりに影響額が大きいので、少し安全に見ている面はある。2町については、財政担当課長に直接聞いたわけではないが、ここ数年、財政難の中では、地財の伸び率を丸々見るとか、それぞれの自治体の考えで当然予算措置額は変わってくる。

委員指摘の、前年度の決算ベースでの伸び率で比較すると一番わかりやすいと思うが、先ほど申し上げたように、12.61%という県下全く同じ伸び率の年度もあれば、ばらばらの年度も確かにある。これはある部分事務的で大変恐縮だが、地方消費税交付金の仕組みでは、四半期に分けて交付される。ちょっと特殊な例だが、国、県、市とわたってくるが、国で9、10、11月分の消費税の申告納付を受けた場合、1カ月単位で整理しているが、3カ月分を市に交付するのは4カ月後の3月交付になる。非常におくれてくる。そして、12、1、2月の3カ月分は翌年度の6月に交付される。年度がまたがるような仕組みになっているが、これも国の仕組みだが、11月末日が休日だった場合は11月分は12月分として整理するという事務的な扱いがある。その場合、1カ月分丸々翌年度に繰り越

されてしまうという特殊な事例もあれば、基礎となる地方消費税交付金の基礎が人口割と従業員数割で、原則として両方とも5年を単位に見直しを行っていると聞いている。国調をベースに人口は見直していくわけだが、一方で市境を変更した場合は随時人口割は見直されるという部分もある。近年では、13年度に人口の見直しを行って14年度に反映させた。そこで翌年度、数字がばらばらになってしまった。

従業員割数については事業所企業統計を使っていると聞いているが、こちらは翌年の14年度に見直しを行って15年度に反映させる。そうすると、14年度、15年度とそれぞれ違う要素で基礎的な数字が変わってきってしまう。だから、簡単に言うと、5年回しで、2カ年は最低ばらばらの数字が出てきてしまう。3カ年ぐらいいは県下統一のパーセントになるのではないか。私も過去10年間の統計までは調べていないので、職員に調べさせてみたいとは考えているが、幾つかの要素があって、委員にも非常にわかりにくい結果となっていると理解している。

○友成委員 本当によくわからない。私、勘繰ったら悪いが、最初、県を勘繰った。おかしいなと思って、県の御都合によって、県が取り分だけ取って、それで2分の1を市町村でやっているのかと、そういったことも頭の中をちらっと走った。そういうことはないと思うので、県とも十分、今のような、相模原市も調べていただきたいし、県当局に対してもやはり言うべきことはきちんと行ってほしい。

歳入は終わる。

○阿部委員 個人市民税が17年度に比べて大幅増ということで、要因をとらえているということだが、個人市民税の人口1人当たりの税額、津久井地域、それから相模原市それぞれ、類似市町村や近隣市町村と比較してどのような状態にあると把握しているか。

○新井市民税課長 まず本市の部分だが、18年度当初予算においては、平成17年度と比較して6,093円増の5万6,682円だ。また、他市との比較だが、現在持っている資料が平成17年度の当初予算の資料なので、これで比較をすると、17年度、本市は1人当たり5万589円なので、横浜、川崎を除く県下17市の中では8番目、県下平均を若干下

回る状況だ。県平均では5万3,667円になっている。類似都市だが、人口40万以上の中核市の18市中、本市は3番目となっている。

○阿部委員 津久井を切り分けて分析していないのか。

○新井市民税課長 それぞれの分析だが、特に中核市等については、先ほど申し上げたように本市は3番目ということで、比較的新興都市ということで給与所得者が多い。中核市はいずれも歴史のある市が多いわけで、所得階層の収入区分の種別が若干違う。本市は86%が給与所得者だが、商工業中心の都市もかなりあるので、そういったところでは本市の方が額は若干多い。ちょっとびっくりしているが、そんな状況だ。

また、県下では8番目と申し上げたが、一番大きいのは鎌倉市だった。金額で言うと8万2,000円だ。やはり所得階層がちょっと高い。一般的に言われているとおりだと思うが、そんな状況が見受けられるのではないか。

○阿部委員 津久井と合併して、これからどういうふうに移していくととらえているのか、わかる範囲で教えていただきたい。

○新井市民税課長 先ほど、18年度当初、人口1人当たり5万6,680円と申し上げた。これを相模原市単体に戻して数値を比較すると、相模原市では5万7,695円、前年比で7,100円ちょっとだが、やはりちょっと高い。だから、これも地域差が、今の相模原市と津久井地域で若干地域差があると思っていて、これからの推計に当たっても、所得階層の把握についてはきめ細やかに把握をしていかなければならぬと思っている。

○阿部委員 人口1人当たりの税額の分析はわかった。

関連してだが、合併するに当たって財政シミュレーションを、平成37年度まである数字の資料も出ていたと思うが、今年の当初予算を組んだところで、合併の財政シミュレーションと突き合わせて整合性とか、場合によっては修正が必要になるとか、ずれている部分があったら合併後の計画にも影響があると思うが、現状を聞かせてほしい。

○内田企画部参事 合併の協議を16年4月以降本格的に行って、そのときに城山町を含めた1市3町で任意協議会をつくって、その際に合併

シミュレーションを確かにつくった。そのときには、かなり先までやってみようということで平成37年までやった。財政シミュレーションというのは、条件的には、例えば投資的経費についても過去5年間の最低の数値という形で行った。ただ、合併協議に関しては、平成17年2月に1市2町の法定協議会ができたので、そこで財政計画をつくった。現在は藤野町との協議も行っていて、財政計画としてはいろいろな条件を最新のもので行っていて、今は相模原市藤野町合併協議会でつくっている財政計画が一番新しい。

平成18年度の予算は1市2町の状況でスタートするわけだが、それに該当する1市2町の法定協議会で作った財政計画は昨年2月の時点でつくっているの、当時の社会経済状況や市の財政状況を踏まえて条件設定をした。したがって、平成18年度当初予算案と比較すると項目ごとに額が異なっているということで、これは国の三位一体改革など制度改革が行われたり、あるいは市の財政状況が変化するという事で、特に地方交付税の見方などが変わっている。

そこで、修正の必要性だが、財政計画は合併を協議する際の検討材料として、財政シミュレーションは任意協議会の際の検討材料として作成したもので、その当時の条件で作成しているので、特に1市2町の合併については、既に合併協議会や関係市町の長、市町議会、それから国、県にも判断をいただいているので、さかのぼって変更する必要はないと考えている。

○阿部委員 20年も先のものまでつくって、そのときの判断、一番的確な判断をするために正確な、将来にわたって見越した資料をつくられたということだが、そのときで終わってしまったので、そのときのものはそれでいいと思うが、もっと有効に使ってもいいのではないかとこのところもあるので、手間暇かける必要はないが、ちょっと条件を変えるだけで同様のものを維持できるのだったらやってほしいと要望させていただく。

三位一体改革の話が出てきたが、税率とか交付金の話、特に本市と大分条件の違う津久井町、相模湖町と合併するわけだから影響も大きいのではないかとと思うが、その辺の見通しを伺う。

○萩原財務課長 三位一体改革の広い意味での影響だが、それぞれの改革の内容が、各自治体における影響が非常につかみにくい部分が正直言っている。一つ一つかいつまんでお話しさせていただくが、国庫補助負担金の削減については、平成18年度予算においては約205億円となっている。1市2町の対前年度当初と比較すると1億8,000万円余りの増額となっているので、非常にわかりにくい内容だ。各年度、国庫補助対象事業となる建設事業の内容、あるいはボリュームが異なるので、総額の比較ではなかなか三位一体の影響はわかりにくい。ただし、これまでの児童手当国庫負担金を初めとする税源移譲対象補助金の部分を積み上げていくと、18年度予算においては約28億円の減額となったのではないかと。一方、国庫補助金の交付金化、スリム化という部分に関しては、的確につかむのは実際なかなか困難だ。ただ、わかる範囲で拾い上げていくと約4億円の減額となっているのではないかと。影響額は、合計32億円を上回るのではないかと理解している。

次に、税源移譲関係だが、本格的な税源移譲は、平成18年度の税制改正において所得税から個人住民税へという形で、実態として19年度から実施されるが、今後、市税条例の改正等で別途審議いただくことになる。

具体的に18年度予算では、これまでどおり所得譲与税という暫定措置で譲与されてくる。18年度分の所得譲与税についても、税源移譲相当額を交付するということだが、内容が非常にマニアックになっている。平成17年度の実績部分と、残りは理論上の税源移譲見込み部分という言い方を国ではしているが、そういう特殊な内容で算出されると承知している。18年度の所得譲与税は、当初予算においては36億7,000万円計上させていただいたが、6月補正予算の留保財源という形で一部留保させていた。45億から6億円の間で見込んでおるのが実態だ。

また、三位一体の地方交付税についても、相模原市においては特に合併が行われるということで、普通交付税がここ数年、不交付となっている。合併後、交付税の姿形については、いわゆる一本算定として試算した場合は、18年度、大幅な財源超過となって不交付という形になっている。ただ、合併特例措置の合併算定がえの方法で試算すると、津久井、相模湖町

分の財源不足は約１億７，０００万という額が出たので、その額が交付されるものと予算計上した。

特別交付税に関しては非常に難しいが、内容、実態が公表されていないので、国の裁量で配分されることもある。各年度、これまでの実績等を踏まえて予算計上をさせていただいており、１８年度については－１市２町の１７年度の決算見込みがまだはっきりした形では把握できないが、６億５，０００万から７億程度になるのではないかと想定している。地方財政計画では、地方交付税全体がマイナス５．９という大幅な抑制傾向にあるので余り楽観視はできないが、基本的には実績ベースで当初予算を組んでいる。別の話だが、先進市等に視察に行ったところ、特別交付税は余り多くを期待しない方がいいという話も実際聞いている。そういうことも含めて、１８年度では６億円の予算計上をさせていただいた。

○阿部委員 答弁を聞いて、三位一体や合併を絡めて、つかみどころがない部分があったり、マニアックな部分があったり、内容が公表されていない部分があったり、難しいとか、特別交付税はあまり期待できないという声など、先行き非常に不透明な部分があるという印象を持ってしまうが、本当に確保できる見通しなのかということが大事だ。当然、そこは確保できるということで予算を組んでいただいていると思うが、当然確保できなかった場合を想定されていると思うが、財政調整基金の取り崩しになってしまうのか、その他どう考えているのか。

○萩原財務課長 非常にわかりにくくて申しわけないが、国庫支出金の特定財源あるいは地方交付税の一般財源については国の制度等に影響されるので、当初予算編成時に１００％の形を見込むというのは１８年度に限らず難しい。国庫支出金については、当初要望額と交付額が異なっていることはままある。減る傾向は多いが、中にはふえる場合もある。地方交付税についても同様な面を持っているが、それぞれの交付状況や執行残など他の財源も含めて、毎年度、最終的な調整はしている。１８年度も、これまでと異なる側面は特別持っていないと考えている。そういう意味から財政調整基金等の取り扱いについては現時点では想定していない。

○阿部委員 わかりにくい中、もともとすっきりしていないところも

あったのかもしれないが、年度末に難しいところで三位一体改革の影響が不透明だったり、合併があったりということで事情はよくわかるが、わかりにくさゆえに市民生活に影響が出てしまうことが起きないように、そこだけしっかりやっていただきたいと要望して終わる。

○大上委員 歳入の部分で、総括でもるる聞いたが、国税庁のOBの方が入ってから何年か経過するが、個人市民税の部分でもう少し詳しく、具体的にどういう効果があったかお聞きしたい。

○赤間納税課長 総括でも市長から答弁したが、国税局のOBの方を平成13年9月から任用して、職員の指導、助言等をいただいている。個人市民税に限らず、私どもが所管している市税について、事案ごとに問題があれば指導いただいている。

○大上委員 滞納になると収納率が非常に悪くなるが、滞納処分とか、差し押さえというのは、昨年度でも結構だが、年間どのくらいの件数をやられているのか。

○赤間納税課長 平成16年度、17年度それぞれ12月末現在で差し押さえに至った件数は、平成16年度は2,000件、17年度12月末現在で2,224件を執行している。ちなみに、滞納額は16年度11億5,228万円と、17年度は9億5,966万円となっている。

○大上委員 こういう時代の景気というか、大変景気が悪かったりしている部分もある。先日、東京都の職員が2,000万円ぐらい税を滞納している人に対して、家まで行って差し押さえをしている部分がテレビで映っていて、車だとか宝石を差し押さえたりしていたが、本市内でそういうケースはあるのか疑問に思ったが、その辺はどうか。横浜市は、オークションで差し押さえたものを歳入しているようなこともあるが、その辺の答えは。

○赤間納税課長 私ども相模原市では、ずっと昔には、搜索までいかないまでも、動産の差し押さえを執行したことはあるが、近年、搜索まで至ったケースはない。

それと、東京都で2月初旬だったか、自動車税の滞納事案ということで、車をタイヤロックして動けないようにして差し押さえたということだが、

私どもも今、滞納処分をいろいろしているが、これから進めていく上では
搜索、それから動産等の差し押さえも執行した中で、税の公平性を確保し
なければということでは認識している。来年度に向けて手法等についてい
ろいろ研究してまいりたい。

○大上委員 次に、広告収入についてだが、これも総括でお伺いした
が、今後どのような体制で考えておられるか、また公用車についてはどん
な検討を進めておられるのか。

○高橋企画政策課長 新たな歳入確保策ということで、平成16年の
4月に有料広告掲出に関する指針を定めて、市が発行するパンフレット、
情報紙、市のホームページ、公共施設では総合体育館において有料広告の
掲出等を行ってきた。今後の体制だが、市としてはいろいろな形で歳入を
ふやしていく中では、有料広告についても有効なものの一つだと考えてい
て、まだまだいろいろな分野でこれから活用等ができるのではないかと
いうことで、関係事業課等にも周知を図りながら、新たな確保策を検討し
てまいりたい。

○新妻管財課長 公用車両への有料広告の掲載だが、平成15年度以
降、庁内において検討を進めるとともに、広告代理店等のヒアリングや企
業へのアンケート、また近隣他市の事例の検証を行ってきた。その結果、
他市においては広告企業主の確保等が非常に厳しい状況が見受けられたが、
広告代理店からはごみ収集車、バスについては広告媒体としての可能性が
あるとの意見をいただいていることから、今後、広告代理店等とより具体
的な協議を行って検討を進めてまいりたい。

○大上委員 広告先をどういうふうにと聞こうと思ったが、代理店を
通してやっているということで、わかった。

次に、コンビニの収納体制についてだが、現在、たしか市内で350軒
ぐらいコンビニがあると思うが、どのくらいの契約をして、どういうやり
方で、手数料はどういうふうにされるのかお聞きする。

○赤間納税課長 まずコンビニ店舗数だが、扱っていただくコンビニ
は、全国展開されているチェーン店10社、11チェーンという企業体に
コンビニ収納の受託業務をやっていただこうと考えている。これは古いデ

一タで申しわけないが、一昨年、市内には10社、11チェーン店の店舗が190あると承知している。契約方法だが、コンビニ代行、個々のチェーン店とやるのではなくて一括して、契約代行業者があるのでそこと契約をさせていただく。取り扱い手数料については、予算でお願いしているのは、手数料単価59円の消費税1.05で62円弱だ。

○大上委員 総括でも、利用見込みを3割ぐらい見ているという話があったかと思うが、市民からは非常に利便性があるということで、これから利用度もふえていくと思う。今後の市民へのPR体制、納付書に入れたりするんだろうが、そういう部分で何か考えていることはあるか。

○赤間納税課長 コンビニ収納にかかわる市民へのPRだが、平成18年度に軽自動車税を実施するが、まず納税通知書に同封し、コンビニ収納もできるというご案内をする。それから、納税通知書の発送前、5月に市の広報に掲載する。それから、市のホームページへも掲載し、できる限り多くの方に利用いただくように周知徹底を図りたい。

○大上委員 これは5割以上に進んでいくのではないかと思うが、ファミリーマートは払った税金もコンビニのポイントにするとということで、結構主婦の間では納めるならファミリーマートみたいな、例えば税金を5万円払ったら、そこで5万円買い物をしたのと同じような扱いをされるみたいだ。こういうことも業者間でふえてくると思う。

もう一つ聞きたいのは、扱うのは現年分だけか、滞納繰越分はコンビニではできないか。

○赤間納税課長 18年については現年度課税分だけを取り扱い、将来的に19年度に市県民税と固定資産税を順次導入していくので、その辺を見据えて滞納繰り越しもできるかどうか、進めていきたいとは考えている。

○大上委員 もう一つ、固定資産税の評価がえは本年だと思うが、説明があったように、土地については4.7%の下落で1億6,000万の減額だが、家屋については14億3,000万、かなり大きな開きが出ているが、この根拠とか具体的なもの、何か調べたものがあったら聞きたい。家屋が相当減っているということだが。

○内田資産税課長 建築資材等の値下がりにより、3年間で評価額が木造で約2%、非木造で約5%下落している。さらに既存家屋については3年分の経年減価があり、平均で木造約15.7%、非木造約11.9%と大幅な減価になっている。税込だが、新築家屋の完成による増収があるので、相殺ということで前年度に比べて8.8%、14億3,000万の減収だ。

○大上委員 最後に、電子申請届け出システムについてだが、割り返してみたら1カ月で30件と少ないが、この少ない根拠と、今後、市民へのPR、それとこれからの拡大についてどういうふうに計画されているかお聞きする。

○村上情報システム課長 まだ市民の方に周知が行き渡っていないのではないかとすることが理由の一つとして考えられる。あと、手続の中に--公的個人認証の必要な仕組みであるためにやむを得ないが、手続的にはかなり煩雑なものになる。そういったことで利用割合が低いのではないかとすることも考えられる。それから例えば住民票のようなものについては、最終的にはとりに来なければならないということもある。

今後の対応についてだが、手続の最初としては市のホームページから入っていくわけだが、ホームページの入り口自体は見やすい位置に置かれていると思っているが、ホームページを見る方は必ずしもそれを見に来るわけではない。実際に各手続を説明するページに電子申請へのつながりがある手続については比較的多くなっているので、そういったことを進めていきたい。あと、ホームページそのものを余り見られない方のためにパンフレットをつくって窓口での配布も考えてみたい。現実的に、個人認証の必要な手続のようなものについてはなかなかふえないということもあるので、今後、手続を導入するに当たっては、できる限り利用しやすい手続を優先して導入していきたいと考えている。

○大上委員 前に視察した萩市では、公的個人認証では住基カードの関係が必要になってくるが、戸籍住民課のいろいろな届け出をするところに、これはあなたの個人証明にもなるという大きなPRが、大きく張り出してあって、あそこは住基カードの交付率が7%と言っていたが、前回、

証明写真の機械を設置して、かなり利用率も高いということを聞いているが、環境の整備も少ししてあげれば利用率も上がっていくのではないか。これは要望だ。

○菅野委員 1点だけ聞きたい。基地交付金を前年度と同じ金額を見込んだということだが、その見通しと、国の総枠の中で何%ぐらいになっているのか。それから、もしこれが固定資産税と考えた場合、どのぐらいになるのかということをお聞きしたい。

○小林渉外課長 18年度の国有提供施設等所在市町村助成交付金——いわゆる基地交付金の予算は、确实なところを見込んで平成17年度の予算と同額とした。

ここ数年間、だんだん固定資産税相当額に占める割合が下がっていて、平成17年度の交付額では、固定資産税相当額が45億8,556万円のところ、基地交付金は10億9,700万円で、固定資産税相当額に占める割合は23.9%である。

それから、全国に占める割合だが、本市は平成17年度の実績では全国312市町村中第6位、調整交付金を合わせて11億7,880万9,000円を国から交付されている。

○菅野委員 そうすると、国の総枠があると思うが、それに占める相模原の、例えば17年度のパーセンテージはどのぐらいかわかるか。

○小林渉外課長 平成17年度は総額で315億4,000万円で、相模原市が11億7,400万円交付されており、パーセンテージは約3%だ。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、一般会計歳入の審査を終わる。

休憩する。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 開議

○沼倉委員長 再開する。

一般会計歳出の審査に入る。

議会費の審査に入る。

説明を求める。

〔白井議会事務局長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、議会費の審査を終わる。

総務費、民生費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、地方債、債務負担行為、一時借入金、歳出予算の流用の本委員会所管部分の審査に入る。

説明を求める。

〔馬場総務部長、大貫企画部長、山中財務部長、石井選挙管理委員会事務局長、堤監査委員事務局長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 最初に、後期実施計画、そして、新市総合計画にかかわって何うが、これは総括質疑でも、おおむね聞いた。重ならないように具体的に聞くが、18年度は中期実施計画の最終年度、そして、後期実施計画の策定に入るということで、その事業が上げられているが、前期、中期が計画どおり順調にいったら、もとなる基本計画を残りの部分を実施すればいいが、この7年間の中で、そうっていない。いわゆる前期、中期の積み残し分があるが、この積み残し部分の事業の取り扱いを、どのような視点で後期実施計画に入れていくのか。基本計画そのものがあって、前期、中期で積み残しがある。そこにこれから後期をつくるとなると、後期実施計画をつくるに当たっての考え、繰り返すが、基本計画に基づく考えは、どういう視点でやっていこうとするのか。

○高橋企画政策課長 基本計画の中で、前期と中期位置づけられた事業、特に中期実施計画で位置づけられた事業でまだ完了していない部分もある。原則的には、基本計画に位置づけられた事業は、事業の具体化に向けて、後期実施計画の中で取り組んでいきたいと思っている。ただ、社会経済情勢の変化や扶助費などの義務的経費の増大等、今後も厳しい財政状況が続いてくるという中では、後期実施計画の策定に当たっては、時代の要請または新たな市民ニーズへの対応にも十分に留意した中で、具体的な

事業の採択を行っていきたいと考えている。

○友成委員 1つはわかった。

もう一つ、今の総合計画の目玉は、リーディングプロジェクトの計画があった。リーディングプロジェクトというのは、前期から中期の前半にかけて、おおよそのめどをつけるのが本来の意味だと思うが、まだ残っていると思っている。その辺についての後期実施計画の中での考え方はどうか。

○高橋企画政策課長 リーディングプロジェクトの中でも、きょう現在、具体的な計画がされていないものも指摘のとおりである。考え方としては積極的な推進を図っていくが、全体の財政フレーム、また、現下の情勢等を勘案しながら、事業ごとに種々選択をしながら、22年までの後期実施計画の中で、反映できるものはぜひ反映していきたい。次の計画に具体化を図っていくものも、この計画づくりの中では出てくると考えている。

○友成委員 わかった。

それで、くどいが、もとの基本計画があって、この新相模原総合計画というのは4次になる。基本計画をつくったときの審議委員の皆さんとか、議会にも最初の基本計画案が示されたわけだから、やはり理事者側として、その基本計画ではこうだが、実際のこの計画で、後期実施計画をつくるに当たってこうで、積み残し分はこうあるということは、やはり説明責任を果たす義務があると思うが、その辺についてはいかがか。

○高橋企画政策課長 後期実施計画の中で具体化するものは、当然、議員を含め、市民の皆さん方に示していくものもあるし、基本計画、実施計画に位置づけられない事業でも、やらなければならない事業——当然、今後の津久井地域も含めた計画づくりで策定したものについては、議会を初め、市民の皆さんに示していきたいと考えている。

○友成委員 わかった。

2点目、新市総合計画の策定に当たって何うが、さきの総括質疑の答弁で初めて、この総合計画をおおむね10カ年計画としたいという答弁がされた。私も、2次も少しかんでいるのか、3次、そして4次の総合計画と経験しているが、今までは全部12カ年計画だった。12カ年というのは、

私もさきの議会で言ったが、今日の日進月歩の時代、ちょっと長すぎるんじゃないか。やはり、もう少し短くした、絵にかいた餅に終わらない、身の丈に合った予算を組んでとか、いろいろなことを言ったが、おおむね10カ年にしたいということについて、私も一定の理解をしている。そうした場合に、基本構想は議会の議決が地方自治法で定められているから、おおむねどういったものかというのは私も大体理解できるが、基本計画と実施計画との関係をどういうふうに考えているのか。要するに、スタンスがどうなのか。今までだと12カ年だから4、4、4、前、中、後と分けるが、例えば4、4、2にするとか、5、5にするとか、いろいろ考え方があると思うが、その基本計画と10年間の基本計画と実施計画の位置づけの中で、どのようなスタンスを考えているか。これはまだこれから詰めていくわけだから、現時点で結構である。

○大貫企画部長 一番先に言わなければならないのは、まだ策定方針が定まっていないので、現状の10年というのは、今10年と考えているということで、そこは前段、理解してもらいたいと思う。

期間が10年か12年かという話があるが、基本構想、基本計画、実施計画という3層構造になっており、3層構造をどう振り分けるのか、基本構想でどこまで書いていって、実施計画にどこまで落とすのか、そういう意味も、含みも考えている。そういう全体的な策定方針を検討する中で、5年なのか、4、4、2なのかという話も十分検討していきたい。意見は伺いたいと思う。

○友成委員 今、企画部長、最後、意見を聞かせてくださいということがあったので、私は私の考えを持っているから、また、そういう場面になったら、議論をしよう。

3点目、予算書を見ても、土地開発公社というのは1カ所しか出てこない。款65諸支出金の雑支出の土地開発公社貸付金に関連して伺うが、私は、土地開発公社というのは、相模原市の資産を考える重要な位置づけだと思っている。ずっと土地開発公社の理事長を見てみると、専任参事で専門的にやった人が2回というのか、2人いる。そのほかは土地開発公社の理事長は企画部長が兼務している。今も兼務している。私は、土地開発公

社の持つ考えからすれば、専任参事でいいと思う。一時、包括外部監査が市職員外の方とかをという意見もあったし、また、先般の川崎のように、包括外部監査が土地開発公社は必要ないんじゃないかとか言うが、私は必要だと思っている。市の職員でいい、ただ、兼務は好ましくない。そうしたときに、今言ったように、不整合があったり、一貫性がないというふうに感じて、ちょっといかがなものかと思っている。土地開発公社の性格からして、中立的な立場の専任の職によっての対応が好ましいと私は思っているが、これはどうか。

○馬場総務部長 土地開発公社の理事長職については、過去に助役あるいは専任参事、現在は企画部長の兼任という形で職の対応が図られた。土地開発公社の業務は、すべて市の依頼に基づいて用地の先行取得をするといった業務である。また、市の土地政策との一体性を確保する視点が一方である。さらにもう一方では、今話があった包括外部監査から意見をもらった。内容的には、市の土地政策と公社の利害が相反する場合も考え得ることから、一定の独立性を考慮すべきであるといった考え方もある。私どもも認識している。今、委員から話があった幾つかの視点についても認識している。今後の望ましい職のあり方については、これは他の職についても共通することだが、やはり、職の性格あるいは責任と権限の所在のわかりやすさ、そういったことを基本にすることが大事だろうと思っているので、今後は、そういった考え方を基本にしながら検討していきたいと考えている。

○友成委員 私も先ほどちょっと言ったように、これは相模原市の財産だから。今井議長が、あるとき、一般質問でこの問題を取り上げたのを今私も思い出しているが、それだけ土地開発公社の仕事というのは相模原市の資産を左右する重要なものだから、ただ単に職の関係でとかで、その年その年で変わるようではだめだろうと。やはり一貫性を持って、相模原市の土地をこうしていく、先行取得はこう、こうやっていくんだという信念のもとでやってもらわないと、私は都市間競争に負けるのではないかと気がしているので、今、部長の答弁でわかったので、ぜひ、よろしくお願いする。

次に、人事管理費の中から関連して、職員研修並びに職員の福利厚生事業がある。端的に伺うが、これから、相模湖町、津久井町、2町の職員が相模原市の職員になるが、2町と1組合の職員へのそれぞれの研修とか福利厚生について、どのように考えているか伺う。

○浅見職員研修室長 人材育成の意味からも、まず、一体感を持つことが重要であると考えている。1市2町1組の人が一緒になって、吏員1とか主任1などの新任集合研修に、1回以上出席してもらいたいと思っている。また、主管課においては、仕事上必要なものを行っていきたいと思っている。いずれにしても、少しでも早くおのおのが一体となるように、引き続き、充実を図っていきたいと思う。

○田所職員厚生課長 職員厚生会の事業あるいは職員の健康管理面については当然のことだが、合併後、現行の本市の事業内容をそのまま適用することを考えているので、2町1組合の職員に不利益が生じないよう、当面、事業内容等の周知徹底を図っていきたいと考えている。

それから、特に健康管理面だが、人事異動等、当然あると思う。職場の環境、人間関係、仕事の量、質とも大きく変わる経験をする職員もあろうかと思う。この辺にも留意して、健康管理面の充実を図っていきたいと考えている。

○友成委員 前段の職員研修についての答弁は、理事者の答弁とすれば百点である。だけど、現実的には、そう簡単にはいかないと私は思っている。というのは、今まで合併して、12月議会で、2町の議案審査に当たって、私どもがどれだけ勉強して追求してきたか。今まで職員の皆さん方も、管理職の皆さん方も、2町の職員に対して、いろいろ折衝してきて、厳しい口調で言ったこともあるだろう。言っては悪いが、今までこの合併に伴っての議案審査をするに当たって、本市の職員と物すごく差があると私は思っている。電算一つとっても、全然違う。そういう点について、やはり2町の職員の研修については、早く本市の職員並みについてもらえるように、あらゆる角度から、ただ、職員研修室の関係だけではなくて、それぞれの担当課で、やはりきちっとやっていかなければいけないだろうと私は思うが、部長、その点についてはどうか。一室、研修室だけではない

という視点での考えはどうか。全体を束ねる次長でも、課長でも、部長でもいいが、職員全体の研修について。

○馬場総務部長 職員の研修には、研修所の研修や階層別の研修など研修にはいろいろな形がある。でも、やはり一番大事なのは、私は職場研修だろうと思う。日々の仕事をやっていく中で一番、仲間や上司と常に顔を合わせて仕事をしている中で、常に心を通わせて、また、疑問な点があれば、すぐに聞けるような形、快く対話する、そういった職場の環境。常に職場が、学んでいく、職員の早い一体感を醸成していく気持ちで取り組むことが、何よりも大事ではないかと思っている。

○友成委員 よろしく願います。

次に、相模湖町の退職金のことで、一般管理費の市町村退職手当清算金6,500万円に関連して伺うが、総括とダブらないようにする。今回、相模湖町の職員並びに特別職、教育長の退職金に対して、3億9,000万円を本市が債務負担行為することになったが、この清算金は、額はわからないところもあるが、いつごろから累積額となっているのか。急に3億9,000万円となったわけではないと思う。いつごろから3億9,000万円という累積額になったと理解したらいいか。

○成瀬企画部参事 平成7年度ごろから、単年度に納付する負担金の額と支給を受ける退職手当の額の差が多く生じてきて、これが累積されてきたものである。そうして、結果的に脱退のときに清算することになったものである。

○友成委員 平成7年からとなると、10カ年かけたわけである。合併する前、合併の話し合いの前から、たまっていたということである。口は悪いが、それを黙っていたということである。それで今まで、合併協議会なり本市と相模湖町の中で、誠意を持ってやりますとかと言ってきたが、実際は、3億9,000万円もの額が本市の債務になった。どうも納得できないが、今回、10カ年でこういうふうになったということだが、合併の話が始まって、3億9,000万円の債務負担行為を負うについての交渉経過と、助役なり職務代理人としての時代の助役が町長と直接交渉したのかとか、向こうの町との交渉の経過、行ったのかどうか、具体的に示し

てほしい。

○成瀬企画部参事 清算金の清算については、相模湖町において、脱退時に清算してほしいということで、再三にわたり要請をし、調整をしてきた。そういう調整の中では、助役等も調整をしてきた。これに対して相模湖町では、町長を筆頭に検討委員会を設置して、財産処分、そういったことについても対策を検討してきた。また、神奈川県に対しても、財政支援などについて、町長が知事と会って話をするなどの対応もしてきた。ただ、神奈川県においては、人件費に対する支援は困難であるという話だったと聞いている。

それから、町長との話し合いだが、昨年7月に、市長と2町の町長の間で、合併準備に関する課題について話し合いを持った中では、退職手当組合の清算については、2町が努力するようということで協議がされている。

そうしたことがあったが、12月ごろになって、相模湖町長から、脱退時に全額清算することは困難だという話があった。そうした中で、相模湖町が退職手当組合と、無利子、7年の分割払い、こういった方向で調整をして、そのことを本市が引き継ぐとして、今議会で債務負担行為の設定をお願いしているところである。

○友成委員 これはどうしても納得できない。職員だったら、相模原市の職員として、これから働いてもらうわけだから、相模湖町の財政がこれだけ厳しかったからと、まだ理解できる。特別職がこういうことで、10年前から累積が始まっているのに、町長以下が努力もしないで、合併が始まってからは、私は何か、その姿勢がおかしいなと。

具体的に言うが、今、相模湖町は収入役がいらないからいいが、町長と助役は在職は何年かわからないし、報酬はわからないが、私が先ほどの総括質疑で言った年換算に直して、現状の町長、助役の給料で、組合から特別職に対して払われるとしたら、いつごろ、幾ら払われるのか。辞退するかもわからないからわからないが、払う場合だったらどうなるか。

○成瀬企画部参事 相模湖町の町長の退職金の支給額だが、約500万円、助役については300万円と聞いている。また、支給の時期だが、

3月19日に相模湖町が退職手当組合へ請求して、3月中には、直接、本人に支給されるのではないかと聞いている。

○友成委員 現職中だったら寄附行為になるから、だめである。けど、今の答弁だと、現職中にはもらわないということか。それはもう1回確認する。

○成瀬企画部参事 支給を受けるのは、公職を退いてからということになるかと思う。

○友成委員 選管に聞きたいが、申請をする場合は現職で、もらうときに退職しての関係でいけば、公職選挙法の寄附行為の関係はどうか。

○柳川選挙管理委員会事務局次長 現職の公職の候補者については寄附が禁止となっているので、その時期のいかんによっては、言われるとおり、公職選挙法に抵触することになるかと思う。請求の時期か、もらう時期かということになると、現実には受け取りの時期だろうと考えているが、事例がないものだから、その辺は調べていない。

○友成委員 もうこれ以上言わない。私の意は酌み取ってもらえたと思う。

このことにも関連して、12月議会でも、津久井町、相模湖町の負の遺産の例を少し挙げた。公共施設の用地が借地だったり、それを何カ年計画で契約を結んでいるとか、そういった負の遺産がまだあるのではないかと私は疑っているが、私には想定しがたいものがあるので、それぞれ各課で向こうと当たってきているわけだが、今まで決まっている以上に、まだ、本市が負の遺産を引き継いで支払うようなものがあったら教えてほしい。

○成瀬企画部参事 想定しがたい支出ということで、例えば今の相模湖町の退職手当組合の清算金のように、本来であれば、合併時までに当事者において処理されているべき課題で、本市が支出しなければならなくなるようなものについては、今、承知していない。

○友成委員 なぜ、あえてこういうことを聞いたかというと、1年後に藤野町と合併する。藤野町は、このことは承知している。それをまた相模湖町のようにされたら、私は、本市はたまったものではないと思っている。だから、先ほちょっと言ったように、公共施設が民有地とか、学校

の敷地が民有地とか、そんなあり得ない話が現実にある。私も何回も行ったわけではないから、藤野町のことはわからないが、そういうのがあったら困るので聞いているが、藤野町とはどういった協議をしているか。今までの1市2町の津久井町、相模湖町の反省に立って、どういう話し合いをしているか。

○成瀬企画部参事 藤野町との関連では、退職手当組合のことで言うと、平成17年度末で約2億8,000万円ぐらい清算すべき額があるということだが、これについては、町とも話している中で、合併時までには清算するということである。

それから、公共施設の借地の問題については、やはり藤野町にもあるようである。これは津久井の皆さんに聞いてみると、やはり、先祖伝来の土地を簡単に処分したくない、貸すならいいといったようなことの中で、なかなか用地が購入できないようなものがあると聞いている。

それ以外のものとしては、この種の性格のものについては現時点では特に承知していないが、引き続き、よく話し合いをしていきたいと考えている。

○友成委員 藤野町も長い歴史の中で、そういうのはわからないでもないが、12月のときに言ったように、今度は相模原市の市有財産条例を適用するわけである。それについては、相模原市の条例はこうだということとはきちっと伝えていかないと、事は進まないだろうと思っている。いろいろなところから聞くのは、今、藤野町の中でも、町民と相当、口約束をしてきている。これは合併してから相模原市で面倒を見てもらえばいいかという話が、どんどん先行しているという話も聞いている。そういうことのないように、やはり、きちっとした対応を図ってもらいたいというのが背景にあったので、そのことをあえて言って終わる。

○阿部委員 職員給与費に関連して、合併で職員の定数管理が一回あいまいになってしまっていると思うが、その点に関して、津久井のあり、なしで18年度の実績値を伺う。

○野村行政システム課長 平成15年度に、16年度から18年度までの3カ年を計画期間とした職員の定数管理計画を定めて、150人の削

減を目標としてきたところである。ここまでの実績としては、16年度に65名、17年度に50名、2カ年で115名の削減を果たしてきた。18年度の定数において35名の削減で、150名という当初の目標値を達成することになっていた。これらはすべて、合併という要素を含まない中での計画づくりだった。

このたびの定数改正においては、2町との合併と広域行政組合の機能の吸収で、結果的には4,470人と、前年比較が単純にできない形の定数となっている。合併の要素というものを省いて、昨年と18年度の定数の比較を簡単に言うと、新規の事務事業への対応で38名、経常業務の増で44名、増の要因ということで合計82名、一方で、減は、事務事業の見直しや指定管理者制度への移行で124名の減員を図った。相殺して、全体で42名の減員を実現した。冒頭言った35名の削減をもって、目標の150名を達成するということについては、42名の削減をもって、157名の実績値ということで、一応、目標は達成したという状況である。

○阿部委員 157名の実績で目標を達成したということだが、この効果のところ、正規職員が減員した分、非正規職員というか、パート職員というか、そちらの方もいると思うので、全体的に正規職員がこれだけ減った分、どれだけの効果があって、市民の皆さんの税金はこれだけ経費削減になったという数字が、パート職員の分も含めて、全体像がわかるようなものがどこかにあればいいなと思って探したが、ちょっとわからなかった。目標を達成して、成果とか効果とかを市民に公表していくことも大事なことだと思うが、その辺はいかがか。

○野村行政システム課長 非常勤も含めた定数の削減によって、具体的な効果は、毎年毎年、市の広報等でも、市の職員数、給与費という大きなフレームの中では示しているが、具体的にはっきりと定数の削減効果で、従前従後ということで比較を示している部分は今現在は少し欠けている部分だと認識しているが、今意見をもらったように、課題であると考えている。

○阿部委員 今の話とも絡むが、そもそもが、人を減らして経費を削減したり、目標をつくって取り組んできたということで、まずはその目標

を達成したということで、そのそもそものところで、人を減らす。当然、職場で正規職員が少なくなっていくから、組織のあり方というものも一緒に把握して、どういう組織を目指すというところが考えられなければならないと思うが、その中で、一つには、非正規職員、パートがふえてくる。それから、もう一つには、実際、係長級以上が割合的にふえてきているというような数字を見たが、そういうような形で、全体的な目指すべき組織のあり方というものをどのようにとらえているのか伺いたい。

○野村行政システム課長 基本的には、本市の組織、定数については、総合計画と都市経営ビジョンで考え方は示されており、それに基づいて、最小の経費で最大の効果を得て、高度な市民サービスを提供していくことが基本的な考え方である。定数については、国からの地方行革指針でも明確に示されている状況があるが、民間委託の推進、組織の再編、特に民間委託の部分では、指定管理者制度の積極的な活用、それから、ことしの2月に法案で出てきた市場化テストもふんだんに活用して、民にできることは民にという、明確な国からの考え方がおりてきている。こうした中で、本市の今後の定数及び組織のあり方というものは、国の考え方は国の考え方として当然尊重しつつ、まず、質の高い市民サービスの提供と効率的な行政運営、こういった観点で、計画を十分慎重につくっていきたいと思っているが、新たな定数計画については、18年度のなるべく早い時期に、平成22年4月までの計画をつくっていきたいと考えている。

○阿部委員 新しい定数計画もこれからつくっていくということで、話を理解すると、民にできることは民にということで少なくしていくわけだから、職員の方一人一人が最大限の能力を発揮して、時代の流れに沿った柔軟な対応をしていく、力を発揮していただくだけの組織づくりが必要ではないかというふうに受けたが、その認識はどうか。

○野村行政システム課長 基本的な考え方というものはそのとおりで、効率化を目指すという中でも、市民ニーズとのマッチングというものを常にしながら、事務事業の見直しや必要性、それはだれが負担すべきなのか、だれが主体となってやるべきなのか、こういった広い観点で、より柔軟に見直していくべきであると考えている。

○阿部委員 わかった。組織に対しても、確定したということではなくて、一つの理念として、柔軟な対応をしていきたいということだと理解した。

主要施策説明書の32ページの75の情報システム費の電子計算組織等経費が10億円計上されているが、津久井の分を含んで、ホストの増設とかレンタル料、リース料がアップしたということで、今後この額がずっとかかっていく。それから、城山町、藤野町と合併を行うかわからないが、その場合、当然またここがアップしていくことになると思うが、さがみはらネットワークシステムもそうだし、このホストコンピューターを利用した部分が、業務改善の大きな足かせというか、業務がシステムに合わせざるを得ないような部分が必ず存在して、今話のあったような柔軟な対応とか、身動きのとりやすい、小回りのきくサービスができなくなっている面があると思うが、その辺に対して、市はどのように認識しているのか。

○村上情報システム課長 18年度については、合併による対応でのディスク装置増設と津久井のシステムを一時的に移管しているということがあって、それだけで1億8,000万円ほど増額になっている。こういったものは一時的な経費ということになるので、不要となった段階で、それは返すことになると思う。経費的な面はそういうことだが、その一方で、今話のあった、システムの柔軟な対応がとれないのではないのかという話でのいわゆるホストがどうあるべきかという検討は、合併とはまた別に検討していかなければならないと考えており、来年度の情報政策担当という新たな職の配置により専門的に進めていきたいと考えている。その検討結果を踏まえて、最適なシステムが何なのかというところを考えて、構築を進めていきたいと考えている。

○阿部委員 情報政策担当の方が4月から来て、そこで一緒に理念から、もう1回つくっていくという話だと思う。確かに今、ホストコンピューターをダウンサイジングということで、どんどん置きかえているところもあるし、また、そのままの方が、確かに夜間のバッチ処理とか、単純な計算の場合は、ホストコンピューターでそのままやっていた方がいい場合もたくさんあるので、その辺の見直しをしっかりとやっていくという話

だったので、そのようにしてもらいたいと思う。

同じく主要施策の３２ページの情報システム費の中で、情報セキュリティ監査が行われるということで、外部監査ということだと思うが、これが具体的にポリシーだけなのか、それともポリシーが守られているのかどうか、全般的に、夜間の机の上の検査とか、パソコンの使用状況とか含めて行われるのか、具体的に伺う。

○村上情報システム課長 情報セキュリティ監査の実施については、平成１５年にセキュリティポリシーを策定して、その後、そのセキュリティポリシーの実効性を点検するという意味で、これまで、内部の職員による監査を実施してきた。ただ、内部の職員だけだと、やはり限界があって、さらにその水準の維持向上を図っていくことを考えて、ここで、外部から専門家を招いて監査を行うことを考えたものである。内容としては、現場の予備調査、実地調査、結果の分析、報告書の作成、監査結果をベースにして、改善のための支援、フォローアップの監査、そういったところまで含めて予定している。また、来年度以降、この監査を踏まえて、内部の職員が監査を実施できるように、内部監査員の養成研修もあわせて行いたいと考えている。

○阿部委員 実効性が上がるように、外部の力、第三者の力を利用することなので、情報政策担当官も含めて、この監査で問題点がたくさん出てくると思うが、外部のところを使いながら、保守というか、セキュリティの効いている状態を維持する仕組みというものを本当に早急につくっていかなくちゃいけないと思うので、ぜひそのように、情報政策担当官も一緒に入ってやってほしいと要望する。

関連して、同じ３２ページの１０の賦課徴収費だが、コンビニ納付及び電子納付システム開発経費、電子申告システム導入経費というのが計上されている。この納付の方式だが、コンビニ納付、電子納付、かなり有効だとは思いますが、電子申請とのつながりとか、市の他システムとの納付の部分のつながりがどうなっているのか。また、電子申告システムと電子納付がどういうつながりがどういう関係になるのか、切り分けて計上しているが、この関連を伺う。

○赤間納税課長 私からは、コンビニ納付と電子納付システムについて答える。電子納付システムについては、歳入で大上委員から質問があったコンビニ納付とあわせて実施するが、基本的に、総務省で電子自治体への実現の手段としての金融機関で構成するマルチペイメントネットワークシステム——電子決済システムを利用することでの納付を図る手段である。現状では税を納付してもらうには、納税通知書を持ってきてもらって、金融機関の窓口もしくは市の方へ出向いて納付してもらっている。金融機関等が開いていない午後３時以降や祝日、祭日等については、今、納付してもらえない状況だが、コンビニ納付と電子納付によって、コンビニ納付は出かけてもらうが、電子納付は、自宅のパソコンとか携帯電話から、インターネットバンキングを登録してもらった方については、この税金は自分の口座から引いてくださいと意思表示をもらうと、それが瞬時に電子決済で納付してもらえる。金融機関で納付して、市の方へ入金を確認できるのが、７日から１０日の時間的ロスがあるが、コンビニ納付と電子納付をもらうと、お金は来ないまでも、この方は納付してもらったという確認が翌日にとれるので、トータルでいうと、督促状の発送による行き違い等の間違いがなくなる。

それからもう１点の電子申請と電子納付とのつながりというのは、今のところ、ちょっと私どもでは検討していなかった。将来的には、平成１９年度に、市県民税、固定資産税、税の部分でのマルチペイメントネットワーク、電子納付とコンビニ納付を進めた中で、それ以後の問題として、市の手数料とか使用料等についての納付スタイルについて検討していかなければいけないというのは十分承知している。

○新井市民税課長 電子申告システムと電子納付システムとの関連だが、電子申告システムについては、地方税電子化協議会が開発、運営しているものを本市が導入して運営を行うものである。同協議会が構想している地方税の全体のシステムとしては、現在では申告システムのみだが、これが一次開発ということであり、１８年度で導入する。二次開発では、納税通知書あるいは各種の届け書——一番多いのは個人市民税の法人等から送付される給与支払報告書で３０何万件あるわけだが、こういった届けも

この中で行う。最終的には電子納税までも考えている。このリンクする電子納税の部分だが、電子化協議会でも、先ほど話があったマルチペイメントを考えており、将来的には、本市の電子納付も、最終的な納付の部分は、整合を図っていきたいと考えている。

○阿部委員 将来の方向性はわかった。ただ、まだ考えなきゃいけない。電子納付、電子納税それぞれ、藤沢市で始まるという話である。民間でも、クレジットカードで全部済ませられるとか、本を買うときにも、何をするときにも、インターネットのパソコンの中で済ませられる時代だから、先取りしてやってみるような施策を要望する。電子納付については、ほかのシステムとぜひ統合して、自宅にいただけで、わざわざ出向くようなことのないような方向性で、ぜひよろしく願います。これも要望する。

主要施策の24ページに戻って、広報紙等発行費の部分だが、26ページ、市政紹介冊子等作成費について、民間との共同で暮らしのガイドとして発行するということだが、具体的な話と、それから、民間との共同というだけじゃなくて、インターネット広報ということで、その上の項目で、ホームページをさらに見やすく使いやすくするためにデザイン等の統一を図るとか、市からのお知らせを随時発信するというものがあるので、関連するようなものがあるんじゃないかと思うが、その辺はどうか伺う。

○白井広聴広報課長 まず、市政紹介冊子の関係だが、暮らしのガイドブックを3年に一度程度発行しているが、3年に一度なので、各種制度あるいは組織の変更をきちっと毎年お知らせできない状況にある。何とかコストアップをしない中で、毎年、最新の情報を盛り込んだガイドブックを発行できないかと検討をしてきた。こうした中で毎年、民間事業者が市民向けに発行している情報紙の80ページ程度を市が買い取って、暮らしのガイドブックに載っている市からのいろいろなお知らせ、制度を民間の事業者の情報紙とタイアップしてやっていく方法で、毎年新しい情報紙を発行していきたいと思っている。官民の情報がその冊子の中にまとまるので、かえって、市民の皆様には利用しやすいガイドブックになっていくのではないかと考えている。

もう一つは、インターネット広報の関係だが、市のホームページについ

ては、平成9年度に開設してから、行政情報あるいは検索機能の充実、議会やビデオ広報の動画配信、そういう取り組みを行ってきたが、まだまだ、デザインの不統一あるいは関連情報のリンクの不備、高齢者や障害者に配慮した機能が十分備わっていない状況にある。そういった意味で、必ずしも、まだ市民の皆様に使やすいホームページにはなっていない状況にある。こうしたことから、現在広報課に1名配置している専門の技術者を、来年度には、委託だが、4名にふやして、各部の情報を順次リニューアルを図っていく計画である。これにより、市民の皆様がより利用しやすいホームページにしていきたいと思っている。

○阿部委員 ホームページの部分だが、どこまでやってもというのはあると思う。やはり、毎年変えても、毎日変えても完成はないし、課題は山積みということなので、相模原市の中でホームページをどういうふうに位置づけているという理念に基づいて、いいものにしていってもらいたいと思う。

暮らしのガイドだが、毎年発行するということでもいいと思うが、前のを見ると、120何ページあるが、官民一緒に入り切るのかというのが、まず1点、疑問に感じた。それから、先ほどもちょっと触れたが、はっきり言って、内容を見ると、ホームページで検索して出てきてくれればいいような内容ばかりで、私の世代の人とかで、よく話をすると、大体こういうのは、ごみの捨て方とか、お年寄りのサービスとか、いろいろなものが載っているが、これを見ると全部まとまっているので見るが、まずは、ホームページで同じ項目を検索項目で調べる。そうすると、出てこないで、あっちこっちいろいろなところを見て、結局こっちを見て、紙は便利だなというふうにやっている。まず、やはりそういうところから考えながら、紙の部分は紙の部分で大事だし、便利だと思うが、ホームページとか、広報さがみはらとか、いろいろなものを総合的なものとして考えて、市民の生活スタイルに合った、いいものをつくっていただきたいと思う。

それから、24ページに戻って、一般管理費の震度情報システム再整備事業で、昨年7月、震度4で作動しなかったという話も聞いているが、震度情報というところなので、いざというときにどういうふうに、きちっと

動くというのを管理しているのかというのが大事だと思うが、再整備ということなので、この辺が、また動かなかったということで、いざというときに使われなかったということでは意味がないと思うが、どう変わるのかだけ伺う。

○黒田防災対策課長 震度情報システムは、平成８年度に整備して、現在、運用している。昨年７月の震度４のときに不具合が生じたというのは、震度情報システム自体は正常に作動していたが、震度情報システムから、同報無線、ひばり放送へ音声の発生装置、放送装置の部分が不具合があって、ひばり放送に音声流れなかった。その結果、エフエムさがみの方にも音声がいかなかったという状況である。このシステムは平成８年度につくったため、コンピューターがＭＳ－ＤＯＳを使っている関係で、かなり古い状況であることと、合併することによって、津久井町と相模湖町の震度情報も新たにシステムとして入れたいということから、震度情報システム全体を再整備する。今後については、定期的な点検を行うとともに、年に１回か２回、音声再生ができるかというのを、実際の場面でやるという問題が起きるので、定時放送をやるときに、音声再生装置を通してやる方法があるので、今後は、そちらの方で点検していきたいと思っている。

○阿部委員 答弁を聞いて、一步前進はあるのかなとは思いますが、同じことが起きてもおかしくないような印象も受けた。やはり定期的に、実際に使ってもいいのではないかと思う。それは当然、訓練とか、これはテストですということで使って維持していかないと、いざというときに動くということがはっきりしていないと、いろいろなテストだけだと難しいところもあると思う。そのような実際に即した形で、お金だってそんな安いものじゃないと思うので、しっかりしたもの、対応、実効性という意味で検証していったら、これは全然問題ありませんとはっきり言えるような形で事業をしてほしいと要望する。

それから、主要施策の２８ページのパートナーシップ推進事業の特に市民活動推進事業で、地域を考える場の設置を支援するとか、都市内分権を進める上での課題、地域意見等を把握するということがあるが、具体的に

どういうふうに進めていくのか。また、例えば同じことが、ＩＴ等を活用して、ホームページの方で市民電子会議室とかあるが、そういうところを活用したら同じことができるんじゃないかという印象を持っているが、いかがか。

○川野パートナーシップ推進課長 市民活動の推進事業だが、都市内分権の一つとして、市民分権ということを考えている。そのモデル事業として、地域が抱える課題とか、そういった問題について、市民同士で話し合いをし、少しでも解決ができるような方策をそこで検討していきたいというようなモデル事業を、今、２地域を指定して実施している。実際には、自主的に行ってもらえれば一番いいが、そういった仕組みづくりを私どもの方から仕掛けていかないと、なかなか市民組織というものも立ち上がっていかないケースもあるので、今、全市的に課題となっている安全・安心のまちづくりとか、そういった課題について、実際に寄り集まってもらって、地域を考える場というものを開催している。将来的には、市民フォーラムのように、ホームページを開設して、そこで議論が行われたこととか、課題について列挙できるようなことも考えられるが、現在のところは、フェイス・トゥ・フェイスで集まってもらって、皆さんで話し合いを進めてもらっているのが現状である。

○阿部委員 ＩＴの活用を言ったのはなぜかという、こういうようなことをわざわざやるというのは、昔から、自治会館や神社みたいなところに集まったりして普通にできていたことが、都市化が進んで、できなくなってきたために、このような事業が出てきたのだと思う。都市部の中で、モデル事業を実施するわけだから、ＩＴとかもっと活用してもらったらと感じたので、そちらの方もぜひ、若い方とか、ふだん自治会に入っていないとか、そういう方がこういうところで仕組みの中に乗ってくると有効な事業になると思うので、そういうところをぜひ頭に置いて進めてほしいと要望する。

最後に、人事管理費の部分だが、職員福利厚生費で職員厚生会交付金というのがあるが、検討委員会を設置して、見直しを検討して、減額を達成したと聞いているが、その考え、理念とか、どういうことでこの部分、取

り組んだのか伺う。

○田所職員厚生課長 職員を取り巻くさまざまな状況の中で、職員の責任度合いは、ますます高まっていると感じている。そんな中で、職員のリフレッシュあるいは元気回復ということの支援、職員厚生会の役割は、ますます重要になっていると考えている。

そんな中、平成16年度に入って、職員の厚遇ということで、さまざまな報道等がなされた。それと、包括外部監査人から、会費収入と市交付金の割合を1対1以下にして、慶弔給付金を含め、事業費全体の支出を抑えるべきであるという意見をもらった。この辺を踏まえて、事業検討委員会で検討した結果、慶弔給付金の引き下げ、あるいは厚生会事業として実施している宿泊事業のとりやめ等の中で、事業内容を1本1本見直しをした結果、平成17年度予算に対して、約3,200万円の減額をした。

○阿部委員 これはあくまでも自分たちで自発的なものもあって、包括外部監査の指摘もあったということだが、ほかに同じようなケースで、自分たちでこういう検討委員会みたいなものを作成して、見直しできる部分はたくさんあると思う。そういうところの職員の皆さんとかの自発的な力をもっと活用する事業というものが余り見当たらないという印象も受けるので、ぜひ全庁的に、こういう取り組みを進めてほしいと要望する。

○沼倉委員長 休憩する。

午後4時54分 休憩

午後5時09分 開議

○沼倉委員長 再開する。

○大上委員 3点ほど伺う。

109ページのデジタル地域防災事業で聞く。今回、市債と一般財源で約7億円ほどかけているが、この中身と今後の体制、また、課題について聞く。

○黒田防災対策課長 内容については、相模原市と津久井町、相模湖町、新市が一体となるので、現在は相模原市は相模原、津久井、相模湖は全く別の電波を使っているの、それを一つに統一すること。それ

に伴って、津久井地域は山岳というか山が多いので、その関係で、中継局を幾つかつくる。それと、今現在、相模原市にある移動無線については市の関係機関だけだが、今後は、災害時に避難所となる小中学校、あとは警察とか東京電力など防災関係機関にも設置することによって、災害時の情報収集体制が図られるものと思っている。

○大上委員 災害時は、いろいろパニック状態になって、電話とかが通じないという中では、病院などとの連携体制も必要だと思うが、この辺の連携体制はとれているのか。

○黒田防災対策課長 医師会の事務局にまず1台置かせてもらって、そこと連携をとりたいと思っている。それと、先ほど答弁が漏れたが、課題という形になると、今、委員が言われたように、災害時に、いかにうまく無線を使って連携をとれるかということで、今度はデジタルになるということで、一般の携帯電話と同じような形で通話ができる。現在の無線はプレストーク方式といって、ボタンを押して話をして、ボタンを離して相手の話を聞くということで、会話の最初とか最後が切れてしまう場合があるが、デジタル方式になると、今の携帯電話と全く同じような方式で、大きさもそれほど変わらない。携帯電話よりアンテナがちょっと大きくついている形なので使いやすくなる。そういう中で、ふだんから使ってもらえるようにして、災害時に情報収集体制がすぐできるようにしたいと考えている。

○大上委員 先ほど入りのところで聞けばよかったが、この事業について、前、国から補助金が出るような話を聞いていた。機械の関係だが、その部分は時期的なものだったのだろうか。

○黒田防災対策課長 防災無線に関する補助金が、三位一体改革の関係で17年度で終わってしまったということで、今回は合併特例債でお願いしている。

○大上委員 次に、先ほど阿部委員からも出ていた暮らしのガイドの関係だが、この暮らしのガイド、非常に充実していていいが、索引というか検索、目次の50音や事業ごとの部分がなくて、市民の方から、そういうのがあれば、もっと引きやすいというような話も聞いているので、今後

また、3年に一度ということだが、改定のときがあったら、その辺をお願いしたいということで要望する。

次に、117ページ、男女共同参画政策経費の関係だが、女性相談の内容と充実、かなりしていると思うが、この実績、内容について聞く。

○木村男女共同参画課長 女性相談室では、女性のためのさまざまな相談に、毎日実施している一般相談を通じて、必要な助言や情報提供を行っている。また、より専門的な対応が必要な場合には、週1回の法律相談、継続面接相談や月1回の就労サポート相談を実施している。さらに来年度においては、新たに女性の就労支援事業として、昨年7月に、ソレイユさがみと同じフロアのシティプラザはしもとに開設した就職支援センターの無料職業紹介事業と、ソレイユさがみの女性相談事業や各種再就職準備講座などと連携を図って、女性の就労を支援していく。女性相談の実績だが、平成17年度1月末現在、2,099件の相談があった。月平均では210件となっている。前年度と比べて、わずかながら増加している。

○大上委員 女性医師による相談とかもしていると思うが、これからもう少し拡大していくためには、もっと市民への周知が必要だと思うが、その点について何か考えていることはあるか。

○木村男女共同参画課長 女性相談の市民への周知だが、ソレイユさがみ女性相談室のリーフレットを市民相談室や各出張所の窓口に配架しており、あとは男女共同参画社会の実現を目指す情報紙、ともにというのを発行しており、その中に掲載したり、市のホームページ、暮らしのガイドブックに掲載している。そのほか、各地区の民生児童委員を対象としたDV被害者サポート講座というのを開いており、その中で、女性相談事業の案内をしている。また、昨年12月に、ソレイユさがみのホームページを開設して、女性相談の案内等を充実させたところである。

○大上委員 今回も、私、ともにを見させてもらったが、連絡先とかが出ていて、大変、充実していると思う。これからもまた、ひとつよろしく願います。要望する。

○菅野委員 それでは1つだけやらせてもらうが、今、阿部委員とか、いろいろ話を伺っていて、これからの地方自治のあり方というものがどう

いうふうになっていくのかということを考えながら聞きたいが、18年度で、都市経営ビジョンの中でも、職員の問題について、どうあるべきかということで、評価のあり方とかについて考えられているようだが、その点について、具体的にどういうことを考えているのか伺いたい。

○石川職員課長 職員評価制度については、平成16年度に試行を開始している。16年度は、一次評価者と言われる管理職職員を中心とした試行だった。今年度は、全職員を対象とした試行を行っている。今の予定だと、今後、18年度から本格実施に移行したいと考えている。スケジュール的には以上である。

○菅野委員 職員の定数管理の問題も、それから、市場化テストの問題とか、先ほど、時代の流れとは何かということを考えさせられるような事態というか、ここに出席している職員や管理職の皆さんも、この時代の流れをどう乗り越えていくかという、受難の時代と言ったらいけないが、私は、今の事態というのは、そういう事態にもなりつつあるのではないかと考えている。かつての公務員のあり方が、それでいいということではないと思うが、今後の公務員のあり方というものをどういうふうに位置づけていったらいいのか、その点についてはどう考えているか。

○石川職員課長 大変大きい質問で、私ごときが答えていいものかどうか、ちょっと戸惑うが、確かに菅野委員が言うように、公務員を取り巻く環境は、非常に厳しいものになっている。今までの甘かったと言う方もいるが、我々は、それなりの努力をしてここまで来たという部分も自負しているところである。今後の職員のあり方だが、採用試験を実施する中で、気をつける点は、まず第一に、市民感覚というか、市長がよく言っている現場という視点を職員が持てるか、市民の目線で物事を考えられるか——それは、今いろいろ活動しているパートナーシップの視点だったり、市民と協働ということと一緒にやれる職員、それから、新たな発想をできる職員、さらには、それを具現化して行動できる職員、こういう職員がこれから公務員として求められていると思っている。

○菅野委員 この問題というのは、今後の政治のあり方にもかかわる問題だから、国の考え方のもとにどんどん推し進められているという状況

の中で、やはり、相模原らしいものを本当に考えていかないと、流されてしまうような状況があるんじゃないかと思う。結局、今のあらゆる面で行われている勝ち組、負け組ではないが、そういうことにもかかわってくるんじゃないかと思う。この質問をするに当たって、課長とも話をしたが、相模原市の職場の中では職場結婚も結構あるという話を聞いて、私は、とてもほっとした。民間の企業の中で、隣同士がどこに雇用されているのかわからないような実態の中で、やはり、職場結婚とか恋愛とかが起きる職場というのは、私は、それなりに民主的だと思っている。そういう点で、本当にこれからも、そういう雰囲気を保ってほしいと私は率直に思っている。

そういう点でいうと、この人事評価というか、評価制度のあり方というのは何を指すのか、その点はどう思うか。

○石川職員課長 人事評価の目指す一番大きい点は、人材育成だと思う。評価というと、非常にきつい言葉で、受けとめ方によっては、人を切る、あるいは差別をするということに受けとめられがちだが、私どもとしては、この制度設計をする中では、人材育成というものに一番力点を置いた。そのために、評価をする職員は、被評価者に対して、例えば、目標設定時で助言をして正しい目標設定をさせる、あるいは自分が評価した内容を、部下の被評価者に対して説明責任を果たすという形でマネジメント能力を高めていく。下の職員にしても、上の職員にしても、それぞれが向上していくということを一番主眼に置いて、制度設計をしているつもりである。

○菅野委員 私も今の答弁を信じたいと——信じたいと言ったらおかしいが、そういうふうに思うが、人が人を評価するということの大変さというのは、これはもう、みんなわかっていることだと思う。そういう中で人材を育成していくことも、もちろん大切なことだと。そういう中で、評価制度の中で一番求められることは、それぞれの職員が自由に発言できる、そして、自由に苦情が言える、その苦情を言ったことによって評価が変わらない、そういう制度というところに大きな視点を置かないと、結局、評価という言葉のイメージから、人を切るというものになりかねない。ここ

のところが非常に大切だと思う。

職員何人かに聞いてみると、僕はこれから先あと何年もないから、別にそんなに上から評価されなくたっていいという人と、20代、30代の人たちは、これから自分がどういう仕事をしていくかということでは、やはり、評価をよくしていかなくちゃいけないという職員と分かれてしまうということもある。そういう点では、何年かやってみているということだが、その部分については相当柔軟に、そしてまた、適切なあり方をしていかないと、職場の中で分断されて、ぎすぎすした職場がつくられて、それは結局は市民サービスに影響するということになりかねないと思う。

これは意見だが、本来、地方自治のあり方というのは、やはり、住民サービスをどこに持っていくかというところが、地方自治として一番大切なところだから、確かに、民間の経営手法を用いるということも、状況の中では必要だという点はあるが、そのところが重点に置かれてしまうと、地方自治の本来のあり方がなくなってしまうということを私は大変危惧している。そういう点で、そこを本当に考えて、この制度をやってもらいたいという意見を言って終わる。

○山岸委員 企画の中に、さがみはら夢プロジェクト2054というのがある。未来を見据えた本市のあるべき姿を展望するということで、このことに関連して言うが、相模原も、首都圏の南西部の唯一の中核市ということで、1市4町の合併が実現すると、71万人ぐらいの市になる。そこで、やはり、広域交流拠点都市という、いわゆる今までもいろいろ言われてきた、そこに対する果たす役割も一段と大きくなるし、期待も大きくなる。こういうことで、やはり、これからの相模原の夢を語ったり、長期的な計画などを立てる上で、政令指定都市を目指すことを除いては語れない。もう、そういうところへ来ている。そこで、将来の目指す都市像を明確にする必要がある。やはり、政令都市を目指すなら目指すように、目標宣言をして、それで、市民の皆さんも、議会も、行政も、本当に政令市を目指すんだという自覚を持って、やはり、すべてに当たる。そういう空気を醸成していくことが、その宣言に含められた意味である。そして、目指せ政令都市と横断幕でも掲げて（笑声）いや、笑い事じゃない。それで、

その一つの例をホームページで検索して調べてみると——私は大阪の堺市に視察に行ったが、堺市は、人口50万を超えたら議会へ政令指定都市を目指す宣言を上程して、何と25年前に、その宣言を議決した。それで、堺市は25年かけてようやく、ことしの4月に15番目の政令指定都市になる。ここは一つ大事なところである。

それで、もう一つ大事なことがある。手もとの資料によると、15番目が堺市、16番目が新潟市、17番目が浜松市、これが来年の4月に政令市になる。それで、その下に、政令指定都市を目指している市ということで、ここに12市載っているが、70万の人口を超える市は2つである。本市も71万ぐらいになる。国勢調査でいって、1市4町がまとまると、71万の上になると思う。相模原と東大阪の2つ。そうすると、17番目の浜松までは決まった。18番目が相模原である。そういうことを現実の問題としてとらえて、決して夢じゃなくて、数年先には、道州制とかいろいろやっているから、どう変わるかわからないが、私は笑い事じゃなくて、ここ数年の間のことだから、早い時点で都市宣言をして——目標宣言とか言っていたが、それによって、やはり、職員も意識をがらっと変えて、真剣に取り組んだという話を視察に行き聞いて、これは相模原も見習わなきゃいけないという気持ちがしている。だから、17までは決まりだから、18番目は相模原である。そういうことを考えないと、50年先の夢というより——夢も大事だし、夢も見なきゃいけない。それを形にしていく、そういう点で、もう既にやらなきゃいけない。だから、1市4町の枠組みでもしっかりした時点で、やはり、きちっとした宣言を出して、内外にメッセージを発しなければ。それで、相模原もいよいよ1市4町をまとめて政令市を目指したと、私は、この宣言をすべきだと。それで、市民の皆さんも、相模原もいよいよということかというような意識を持ってもらうということが、これからの都市づくりには一番欠かせない要件だということをつくづく感じたから今言っているが、やはり、時間があるようでない。だから、早く先を見て、どんどん仕事をしていって、そのためには何といったって、有能な職員の皆さん方に、どんどん企画をしたり、進めたりしてもらおう。よその例も見たり、いろいろしてもらって、私は、意外と早い

時点でそういう時期が来るんじゃないかと思う。そこで、私は、やはり、そういうことを早くやりたいと。来年の藤野でも決まったら、早速、次である。そういうスタートでちょうどいい。むしろ、ことしのうちやるともって、いろいろ言っている人もいるが、津久井の方の人たちも、相模原は政令市になる。そうすると、小さい町や何かとは格段の行政サービスができる。こういう期待は非常に多い。だから、主義主張の違う人は別だが（笑声）やはり、そういうことをやる必要があると思うが、助役にひとつ見解を。

○加山助役 今、話をもらったように、合併を進めている中で、城山町の問題、いろいろあるが、市長が言っているように、究極的には津久井4町と合併をしていきたい。そうなった場合には人口が71万ということになるが、合併することの意義を考えていくと、いろいろ、地方自治体がどうあるべきかということが今言われている。そういった中で、自立して、発展性、持続性、そういったものを持って、質の高い公共サービスをする自治体、そうなるためには、やはり一番大事なことは、自分たちが考え、それを実行する決定能力が大事だと思う。そうすると、やはり今の一般市、普通市、特例市、本市は中核市だが、そういった中では、ある程度、制限されていると思っている。政令指定都市になれば、当然、決定能力というか、権限といったものは非常に拡大される。そうなれば、今言ったように、自分たちの都市運営をどうしていきたいのかということが、ある面では自分たちの意思で決定できていく、方向性を決めていくことができる。そういうことを考えると、今の日本の制度の中では、政令指定都市になることが、非常に自立性、また、自己の決定能力を高めると考える。そういった中で、市長も、これは公には言っていないが、今、合併を進める中で、いろいろな市民または関係者の意見を総合的に聞くと、やはり、合併した後、本市が次に求める市のあり方、運営のあり方等を考えると、行政としては、当然、今、意見をもらったような方向性を模索していく必要がある。それもタイミングを逃さないで、やはり、そういう方向を検討していく、またはそれに近づけていく、こういう努力は必要と感ずるところである。ただ、これについては、先ほどの話ではないが、私ども軽々になかなか言える部

分ではないと思うので、そういう面では、市民合意形成、こういったものをしっかりとりながら、タイミングを逸しないような形の中で、本市の求める方向性、道をしっかりと定めていきたいと思っている次第である。その手法として、堺市の例を挙げられたが、早期にそういう宣言をするとか、市民合意のとり方をどうするかということはいろいろあると思うが、それらについても検討はしたいと思っているし、事務的には、政令指定都市になるためのデータというか、どうしたらいいのかという部分については、なるべく早い機会に手をつけながら、皆様方にその判断をもらうような情報提供はしていきたいと思っている次第である。

○山岸委員 皆さん、実務をやっていてわかると思うが、中核市というのが一番中途半端で、もう一段上がると、権限がうんと違ってくる。自立都市を目指すということになると、そこまでやらなきゃいけないし、我々を初め、市民の皆さんが、みんなしてそういう空気をつくっていくことが大事だと思うし、やはり、相模原の将来の発展につながるんじゃないかと思うので、ぜひひとつ前向きに検討してもらって、やはり、将来の発展を期さなきゃいけないと私は思う。よろしく願いしたいと思う。

それから、もう一つ、ちょっと小さい方のことを。予算の関係で、相模湖あるいは津久井からの要望事項も出されているわけで、両町の分については骨格予算ということだから、6月に補正をやって、そういうものにも対応すると。留保を8億とかしてもらっているという話も伺っているが、2町からかなり要望が出ているようだから、やはり、中長期的に考えるもの、それから、すぐできるもの、いろいろあると思うが、合併の効果なりメリットを早く見せるということが、やはり、一体性を確立していく上で大変重要だと思うので、8億で足りるかどうかかわからないが、ぜひ、ひとつ十分な対応をしてほしいということを要望しておく。

それからもう一つ、都市内分権についても、人口10万から20万の形の中で分権を考える。また、モデル事業もやってみる。5年を一つの目安として、一つの方に導きたいというような当初の考え方の中で、やはり——津久井の藤野、城山も一緒になるという前提の中で私は物を言っているが、地域自治区も、あれは合併特例法でいくと5年が限度ということに

なっているが、やってみると、いい組織だったという評価が出ると、なかなか5年でおしまいにはできなくなる。こういうことが多分に想定される。その場合、たしか特例法では、延長も認められると言っていると思うが、そういうことも含めて、都市内分権は政令市を想定した中で当然考えていると思うが、そういうことと地域自治区の位置づけというのは、今からきちっとしておかないと、都市内分権が本格的に行われる、片や特例法の5年間の区切りが来てしまう、こういう中で、いろいろ問題も起きない限りもないので、やはり、そういうことも十分想定した中で準備を進めてほしいと思っている。これは要望である。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、総務費から歳出予算の流用までの審査を終わる。

以上で、一般会計予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第1号平成18年度相模原市一般会計予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第1号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第 9号 平成18年度相模原市三井財産区特別会計予算

議案第10号 平成18年度相模原市中野財産区特別会計予算

議案第11号 平成18年度相模原市串川財産区特別会計予算

議案第12号 平成18年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算

議案第13号 平成18年度相模原市青野原財産区特別会計予算

議案第14号 平成18年度相模原市青根財産区特別会計予算

○沼倉委員長 議案第9号平成18年度相模原市三井財産区特別会計

予算、議案第 10 号平成 18 年度相模原市中野財産区特別会計予算、議案第 11 号平成 18 年度相模原市串川財産区特別会計予算、議案第 12 号平成 18 年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算、議案第 13 号平成 18 年度相模原市青野原財産区特別会計予算、議案第 14 号平成 18 年度相模原市青根財産区特別会計予算、以上 6 件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔山中財務部長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○大上委員 前の方で聞けばよかったが、各財産区の基金、地域によっては大変大きな金額だと思う。農協とかに預けていると思うが——ペイオフ対策というか、決済型預金ではないと思うので、この財産の保全についてはどういうふうに考えているか。

○新妻管財課長 財産区の管理については、財産区が所在する市町村長が執行することとされていることから、財産区運営基金及び財産区山林管理基金についても、合併後においては、市長が相模原市資金運用基準等に基づいて、指定金融機関または収納代理金融機関等から安全で有利な預け入れ先を選定し、適正な管理を考えている。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第 9 号平成 18 年度相模原市三井財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 9 号は可決すべきものであると決した。

議案第 10 号平成 18 年度相模原市中野財産区特別会計予算は、可決す

ることに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第10号は可決すべきものであると決した。

議案第11号平成18年度相模原市串川財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第11号は可決すべきものであると決した。

議案第12号平成18年度相模原市鳥屋財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第12号は可決すべきものであると決した。

議案第13号平成18年度相模原市青野原財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第13号は可決すべきものであると決した。

議案第14号平成18年度相模原市青根財産区特別会計予算は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第14号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後6時04分 休憩

午後6時10分 開議

○沼倉委員長 再開する。



陳情第3号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出について

○沼倉委員長 陳情第3号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出についてを議題とする。

これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第3号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出については、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立少数。

よって、陳情第3号は不採択とすべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、一任願う。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午後6時11分 閉会